

平成31年度予算委員会会議録（第2号）

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成31年3月12日（火） |
| 2. 招 集 の 場 所 | 海田町役場大会議室 |
| 3. 開会（開 議） | 3月13日（水）8時59分宣告（第2日） |

~~~~~○~~~~~

4. 出席委員（14名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 小田久美子 | 3番  | 富永やよい |
| 4番  | 大高下光信 | 5番  | 大江康子  |
| 6番  | 兼山益大  | 7番  | 下岡憲国  |
| 8番  | 住吉秀公  | 9番  | 宗像啓之  |
| 10番 | 久留島元生 | 11番 | 岡田良訓  |
| 12番 | 多田雄一  | 13番 | 崎本広美  |
| 14番 | 前田勝男  | 15番 | 佐中十九昭 |
| 議長  | 桑原公治  |     |       |

5. 欠 席 委 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 説明のため委員会に出席した者の職氏名

| | | | | | | | | |
|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | | | | 長 | 西 | 田 | 祐 | 三 |
| 副 | | 町 | | 長 | 胡 | 家 | 亮 | 一 |
| 企 | 画 | | 部 | 長 | 鶴 | 岡 | 靖 | 三 |
| 総 | 務 | | 部 | 長 | 丹 | 羽 | | 勤 |
| 福 | 祉 | 保 | 健 | 部 | 湯 | 木 | 淳 | 子 |
| 建 | 設 | | 部 | 長 | 久 | 保 | 田 | 誠 |
| 総 | 務 | | 部 | 次 | 門 | 前 | 誠 | 司 |
| 建 | 設 | | 部 | 次 | 龍 | 岩 | 広 | 幸 |
| 企 | 画 | | 課 | 長 | 山 | 崎 | | 純 |
| 魅力づくり推進課 | | | | 長 | 宮 | 垣 | 将 | 司 |

| | |
|---------------------|---------|
| 財 政 課 長 | 吉 本 真 人 |
| 税 務 課 長 | 近 森 茂 |
| 住 民 課 長 | 水 川 綾 子 |
| こ ど も 課 長 | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課 長 | 新 藤 正 敏 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長 | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 長 | 早 稲 田 誠 |
| 教 育 課 長 | 佐々木 智 彦 |
| 教 育 次 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 学 校 教 育 課 長 | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 森 原 宏 生 |
| 学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 | 森 山 真 文 |
| 学 校 教 育 課 主 幹 | 藤 井 雅 子 |
| 学 校 教 育 課 主 幹 | 山 光 誠 司 |
| 総 務 課 主 幹 | 中 村 修 介 |
| 収 税 対 策 室 長 | 谷 川 雅 彦 |
| 社 会 福 祉 課 主 幹 | 松 井 良 哲 |
| ひまわりプラザ館長 | 下 野 武 士 |
| 生 涯 学 習 課 主 幹 | 倉 本 勇 登 |
| 海 田 公 民 館 長 | 岩 本 宏 美 |
| 海 田 東 公 民 館 長 | 大 濱 吉 邦 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 職務のため委員会に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 川 修 治 |
| 主 任 | 水 野 啓 太 |
| 主 事 | 木 村 俊 英 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 付 託 案 件

第 12 号 議 案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 13 号 議 案 平成 31 年度海田町一般会計予算

第 14 号 議 案 平成 31 年度海田町公共下水道事業特別会計予算

第 15 号 議 案 平成 31 年度海田町国民健康保険特別会計予算

第 16 号 議 案 平成 31 年度海田町介護保険特別会計予算

第 17 号 議 案 平成 31 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算

第 18 号 議 案 平成 31 年度海田町水道事業会計予算

~~~~~〇~~~~~

## 9. 議 事 の 内 容

午前 8 時 59 分 開議

○委員長（崎本）はい。皆さんおはようございます。ちょっと早いようですが、本日も大変御苦勞様でございます。これより予算委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は 14 名でございます。定足数に達しておりますので委員会は成立いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日は福祉保健部関係の審査から行います。

ここで執行部の方をお願いをしておきます。質疑は原則一問一答形式によりますが、答弁は質疑の趣旨に沿って、簡潔に要領良く的確に行い、メモを取るなどして答弁漏れがないようにお願いします。なお、31 年度予算のことですから、皆さん予算を編成されましたから、どういうふうに予算をされたかを分かりやすく、説明のほどよろしく願います。

それでは、13 号議案、平成 31 年度海田町一般会計予算を議題といたします。まず各部署の新規拡充事業について、執行部より説明を求めます。はい、住民課長、座ってやってください。

○住民課長（水川）では、座って説明させていただきます。資料 27、平成 31 年度予算の主な新規拡充事業等の 15 ページをお願いいたします。証明書等交付サービス事業について御説明いたします。1、目的でございますが、住民サービス向上のため、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアのマルチコピー機から住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明書などを取得できるコンビニサービスを開始するものでございます。2 の内容でございますが、（1）開始時期は、平成 32 年 1 月を予定しております。

(2) 取扱証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍附票の写しの4種類でございます。(3) 利用時間は、朝の6時30分から夜23時までで、12月29日から1月3日は利用できません。戸籍証明書と戸籍附票の写しにつきましては、平日の9時から17時まででございます。(4) の対応店舗は、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソンなど、全国で約5万4,000店舗となっております。3の今後のスケジュールでございますが、平成31年6月までに入札及び契約、7月から11月にかけて、システム改修及びテストの実施、12月定例会で、海田町印鑑条例の改正、平成32年1月にサービス開始の予定としております。4の予算額は、導入費用と平成30年1月からの運営費用を合わせて、2,426万9,000円でございます。財源としまして総事業費の2分の1が、特別交付税措置の対象となります。以上で、証明書等交付サービス事業についての説明を終わります。

○委員長（崎本）はい、社会福祉課主幹。座ってやってください。

○社会福祉課主幹（松井）座って失礼します。続きまして社会福祉課から、地域福祉計画策定事業について説明をさせていただきます。資料の17ページをお願いします。こちらの事業につきましては、平成31年度末で、現在の第2次海田町地域福祉計画の計画年度が終了となるため、地域福祉分野における現状や課題を把握し、社会的環境の変化や法改正などを踏まえた新たな計画を策定し、全ての住民が安心して生き生きとした生活が送れるよう住民や地域の団体、事業者、行政等が、ともに支えあい、協力して行う取組の推進を図ることを目的としており、内容としましては、法改正や町の策定した各種計画との関係性、整合性等の整理やアンケート調査により抽出されました地域福祉分野における町民の現状の課題の把握、分析などを行い、今後の施策を展開していく上での推進の基本事項を定めることとしております。予算につきましては、計画策定の支援業務委託料やアンケートの郵送料などとして393万9,000円を計上しております。以上で、地域福祉計画策定事業についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（崎本）はい。こども課長。

○こども課長（森川）続きまして、こども課の方から説明させていただきます。18ページをお願いいたします。平成31年度保育所待機児童対策についてでございます。1、目的でございますが、平成31年度の保育所待機児童対策につきましては、平成30年10月以降に保育所待機児童が発生していることに伴い、待機児童対策として、平成32年4月に新たに開所する事業者に対し、整備などに係る経費の一部を助成することにより、

ゼロから5歳児の定員数の拡大を図り、保育所の待機児童対策を進めるものでございます。2、民間事業者による提供体制の拡大の内容につきましては、まず、実施事業者は、現在公募選定中でございます。実施の方法につきましては、応募事業者自らが土地を確保し、新設又は既存建物の改修などにより整備を行うものでございます。定員数は、保育所部分は120名、認定こども園の場合は、保育部分に加えまして幼児教育部分を20人までとしております。対象はゼロから5歳児で、平成32年4月運営開始予定でございます。この保育所整備に係る補助につきましては、国庫補助金を活用し、保育所整備等に係る経費の一部を助成するもので、町補助見込額は2億9,672万4,000円、補助率は整備等事業費の4分の3でございます。予算額につきましては、歳出予算額は2億9,672万4,000円、歳入予算額は2億4,429万5,000円でございます。19ページをお願いいたします。次に、3、町立保育所による児童の受入れの提供体制につきましては、町立つくも保育所において保育士数を確保し、ゼロ歳児から5歳児の受入体制を拡大し、確保する児童数は平成29年度に比べ36名増、平成31年4月以降実施する予定でございます。また、臨時保育士を更に確保するため、臨時保育士の時給を増額するものでございます。現行1,040円の単価を平成30年度の広島市の臨時保育士の単価と同等の1,130円とするものでございます。次に4、私立保育所保育士確保対策につきましては、広島県の保育士確保に係る補助事業を活用するものでございます。まず1、私立保育所保育士早期復職サポートでございます。この事業は、町内の私立保育所に勤務する3歳未満の子どもを子育て中の保育士への補助を行うことで、児童1人に付き月額3万円以内の補助を行うものでございます。対象となる町内の私立保育所に対し補助を行うもので、歳出予算額は432万円で、歳入予算額は216万円でございます。次に、2、保育コンシェルジュの配置でございます。この保育コンシェルジュは、海田町こども課に配置し、保育所などの入所相談や保育サービス全般の相談に加え、保育士資格を持つ方の町内保育事業者への就労相談にも応じてまいります。相談業務の経験のある臨時職員の雇用を予定しております。歳出予算額は、193万6,000円、歳入予算額は96万7,000円でございます。次に3、1、2歳児受入促進事業でございます。この事業は、町内市立保育所が1、2歳児を新たに受入れることにより、町が支払う委託料が保育士の人件費に相当しない場合、その差額を補助により保障することで、保育士確保を促進するものでございます。対象となる町内の私立保育所に対し補助を行うもので、歳出予算額は585万9,000円、歳入予算額は292万9,000円でございます。なお、1の私立保育所早期復

職サポート及び3の1、2歳児受入促進事業につきましては、待機児童が発生しているまでの間で平成34年度までの限定した県の補助金を活用するものでございます。以上の対策を総合的に進め、待機児童対策に取り組んでまいります。以上で、31年度保育所待機児童対策についての説明を終わります。

続きまして、20ページをお願いいたします。幼児教育・保育の無償化についてでございます。1、概要につきましては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から、経済財政運営と改革の基本方針2018等の閣議決定を踏まえ、平成31年10月から、3歳から5歳までの全ての子ども及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象として、利用料を無償化するものでございます。事業の内容及び対象児童につきましては、事業開始は平成31年10月、対象児童は3歳から5歳の全ての子ども及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども、対象施設は幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設などでございます。続いて3、無償化の上限額につきましては、旧制度の幼稚園及び新制度の幼稚園については3歳から5歳が対象で、無償化上限額は月額2万5,700円でございます。1か月の利用料が上限額を満たない幼稚園に通っている場合は、例えば月額2万円の利用料の場合は2万円までが無償化になります。逆に、3万円の利用料の場合は、2万5,700円のみが無償化のため不足額の利用料が発生します。町内の幼稚園につきましては、現在3園とも旧制度の私立幼稚園ですが、平成31年度以降、東海田幼稚園が新制度の幼稚園に移行する予定となっております。次に、幼稚園の預かり保育については、保育認定を受けた3歳から5歳の子どもが対象となります。住民税非課税世帯の子どもを除く3歳児については、3歳になった後の最初の4月以降に対象となります。無償化上限額は1万1,300円でございます。認定こども園については、教育認定の1号の子どもは満3歳から5歳が対象、上限額は2万5,700円です。保育認定の2号の子どもは、3歳から5歳の子どもが対象で、上限額は3万7,000円です。認可保育所や小規模保育所などについては、3歳から5歳の子どもが対象で、上限額は3万7,000円です。認可外保育施設等は認定こども園と同じ上限額です。障がい児通所施設についても対象となり、所得に応じた負担金が無償化となります。幼稚園や保育所などと一緒に利用している児童については、両方の利用料が無償化となります。表の下、米印を御覧ください。ゼロ歳から2歳については、保育の必要性がある子どもについては月額4万2,000円までが無償化となります。米印2段目、保育所の給食費については、幼稚園については、これま

でどおり費用負担は継続します。保育所については、これまでは3歳から5歳の主食は実費負担ですが、副食費は保育料に含まれていましたが、平成31年10月からの無償化により、副食費は対象外となることから、副食費については、月額4,500円の費用負担が発生することとなります。なお、生活保護世帯やひとり親世帯などは、これまでどおり費用負担はありません。この度の無償化により増加した町の負担分については、平成31年度に限り、子ども子育て支援臨時交付金が創設され、全額国費で対応される予定です。その予算額は、2,549万6,000円が歳入予算額となっています。平成32年度以降は交付税措置される予定です。以上で説明を終わります。

続いて、21ページをお願いいたします。未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金についてでございます。1、概要については、平成31年10月から消費税率が引上げとなる中、子どもの貧困に対応するため、臨時特別措置として、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対し給付を行うものでございます。対象となる受給者は、平成31年11月分の児童扶養手当を受ける父又は母で、これまでに法律婚をしたことのない未婚のひとり親でございます。給付額は、対象者一人当たり1万7,500円、予算額は49万円で、全額国庫補助金で賄われる予定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

続いて、22ページをお願いいたします。海田小学校区児童クラブの整備についてでございます。1、目的については、児童クラブ入会者数の増加等が今後も見込まれることや、児童クラブ室に1年生から6年生までが在籍することにより学習や読書などの環境や生活環境を確保するため、施設の整備を行うものでございます。次に、整備の内容でございますが、空調設備の整備、静養室を設置するためのパーティションの設置や、ランドセルなどを収納するロッカーや中庭側のカーテンの設置、教室内の電灯のLEDへの取り替えなどでございます。整備をする面積につきましては、約66平方メートルで40人の児童の受入れが可能となっております。予算額につきましては、消耗品や、机、テレビなどの備品購入費、施設改修に係る整備の合計額は1,080万5,000円となっております。財源は、子ども子育て支援交付金の国庫県費と合わせて3分の2補助でございます。平成31年7月の夏休みから使用できるよう工事を進めてまいります。以上で説明を終わります。

続いて、23ページをお願いいたします。平成31年かいた版ネウボラについてでございます。1、趣旨でございますが、安心して楽しみながら子育てができるよう、妊娠期

から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する拠点のひまわりプラザを中心に、かいた版ネウボラの充実を図るものでございます。目的につきましては、これまでと同様、個人に応じたサービスなど、妊娠期から継続して相談に応じる窓口を設置し、保健師、保育士、栄養士などが、あらゆるニーズ等に対し不安の軽減や安心して子育てができるようサポートをし、また子育てに関する様々な相談に適切に対応することで、虐待などの発生予防、早期発見早期支援につなげるものでございます。平成 30 年度の現状と課題につきましては、現状といたしまして、来所者数、相談件数は増加しております。また、土曜日開設や家族参加型の教室の開催により家族での利用が増加している状況です。また相談については、食事や授乳など生活習慣や言語や成長など発達に関する相談が多く、特に、授乳や離乳食などに関する学びや相談の場の要望が多い状況でございます。課題といたしましては、就労などの理由による初産婦の教室への参加が少ないこと、しつけ面を含めた子どもとの接し方、触れ合い方に苦手意識を持つ方がおられること、要望の高い食に関して、また機会の充実が必要などの課題がございます。平成 31 年度における重点の取組につきましては、事業目的の達成及び課題を解決するための取組として、まず、1、各種教室などの情報発信、2、家庭教育支援、3、食育支援の三つの重点的取組として、平成 31 年度かいた版ネウボラの充実を図ってまいります。5、予算額につきましては 603 万 1,000 円でございます。それでは 24 ページをお願いいたします。平成 31 年度新規事業の内容でございます。まず 1、各種教室などの情報発信でございますが、子育て支援アプリ、ネウボラアプリを活用した情報発信として、アプリの配信機能を活用し、各種教室や子育て情報をより多くの方の目に止まりやすい形で情報発信し、初産婦をはじめ、子育て世代への相談支援につなげてまいります。アプリの概要でございますが、スマートフォン等を活用した電子母子手帳アプリで、妊娠中から出産後までの成長記録や予防接種記録の管理ができるもので、町の主催する教室等の情報についても発信することができるものでございます。10 月からの導入を開始する予定として、まず、妊婦、子育て中の方にモニターとしてアプリを御利用いただき、アプリの使いやすさなどを調査し、その結果を参考に業者選定を行ってまいります。予算額は 33 万円でございます。次に、食育支援でございますが、妊娠期から授乳、離乳期、子育て期までの、食育支援ファイルを作成するとともに、相談の多い離乳食に関する教室を、栄養士を中心として、新たに開催する予定でございます。予算額は 47 万円でございます。以上で説明を終わります。



○委員長（崎本）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）それでは座って失礼いたします。25 ページをお願いいたします。

運転免許証自主返納高齢者支援事業について御説明いたします。1の事業の概要でございますが、免許証を自主返納した高齢者に対し、広島県交通系ＩＣカードパスピー又はタクシー利用助成券を交付いたします。2の事業の目的でございますが、運転免許証を自主返納した高齢者に対し、高齢者がマイカーに依存することなく移動することができ、充実した生活を続けられるよう支援を実施いたします。また、事業を実施することで、運転に不安のある高齢者が運転免許証を返納しやすくなり、高齢者の交通事故防止を図ることができるものと考えております。3の事業の内容でございますが、対象者は65歳以上で、運転免許証の有効期限までに免許証を平成31年4月1日以降に自主返納した方で、支援内容は、広島県交通系ＩＣカードパスピー1万円分又はタクシー利用助成券1万円分のいずれかでございます。支援回数は、免許証の返納時の1回限りとしております。4の予算額につきましては、平成31年度が108万円、で、32年度以降は記載のとおりでございます。次に、敬老事業の見直しについて御説明いたします。（1）の見直しの概要と目的でございますが、高齢者に対して、その長寿を祝福するために支給している敬老祝品の支給対象者の年齢要件や祝品を見直し、運転免許証自主返納高齢者支援事業の財源に充てるものでございます。（2）の見直しの理由でございますが、高齢化による高齢者数の増加に伴い、敬老事業に要する費用が年々増加しているため、祝品の単価を下げるなど、その費用を抑えることが限界に来ております。また、県内市町の敬老事業の実施状況などから、本町と同様に75歳以上の高齢者全員に祝品を支給している市町がないことから、事業の見直しを行うものでございます。（3）の対象年齢の見直しにつきましては、変更前は、敬老祝品は75歳以上の方全員に、また敬老祝金は、77歳、88歳、100歳以上の方に支給しておりましたが、変更後は敬老祝品を、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳の方に支給し、敬老祝金は変更なく支給いたします。（4）の敬老祝品の事業内容でございますが、対象者は、先ほど御説明したとおり75歳から95歳までの5歳おき、対象者は、31年度は810人を見込んでおります。支給する祝品は、3,500円程度の海田町の特産品を、支給方法は、対象者へ通知文と申請書を送付し、申請後、業者から配送。業者の選定につきましては、海田町ふるさと納税の協賛事業者として選定された事業者を予定しておりますが、新たな業者の募集についても検討したいと考えております。（5）の見直しによる削減額は、敬老事業全体で、平成30年度、

139 万 7,000 円を見込んでおります。最後に、6 の高齢者の外出支援についてでございますが、運転免許証自主返納高齢者支援事業は、運転に不安のある高齢者が運転免許証を自主返納するきっかけとして実施するもので、1 回の支援ではございますが、高齢者が運転に不安を感じる要因は、身体的又は精神的な衰えや変化である可能性が高く、要支援、要介護認定を受けている又は障がい者手帳を所持していることも考えられるため、下に記載をしておりますような福祉サービスを利用していただくことで、高齢者の外出支援を引き続き支援できるものと考えております。以上で説明を終わります。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）はい、それでは、風しん予防接種等費用助成について御説明いたします。27 ページをお願いいたします。1、目的についてでございますが、全国的な風しんの流行に伴い、特に妊娠中の女性の風しんを予防することで、安心して子どもを産み育てられるよう支援するものでございます。2 の内容についてでございます。風しん予防につきましては、来年度から、風しんワクチン接種事業と成人期定期予防接種事業の二本立てで事業を進めてまいります。まず初めに、風しんワクチン接種事業です。こちらは単町の助成事業となります。対象者は妊娠を希望する女性及び同居家族、十分な抗体価を満たさない妊婦と同居している家族でございます。ただし、上記のうち風しん抗体価が十分でないと判断されたものが対象となります。予防接種費用のうち、1 人 1 回上限 5,000 円を助成いたします。予算額は 50 万 9,000 円となっております。周知方法につきましては、広報及びホームページや母子手帳交付時にチラシを配布してまいります。また、町の各種事業やイベント等のあらゆる機会に周知をしてまいります。その他、風しん抗体検査につきましては、県が助成事業を実施いたします。県が指定する医療機関において無料で受けることができます。次に、成人期定期予防接種事業についてでございます。こちらは、国の指針に基づく抗体検査及び定期予防接種事業となります。対象者は、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性となります。ただし、予防接種につきましては、風しん抗体価が十分でないと判断されたものが対象です。抗体検査及び予防接種費用のうち 1 人 1 回全額を助成いたします。予算額は 350 万 5,000 円となっております。周知方法につきましては、広報及びホームページや町の各種事業、イベント等のあらゆる機会に周知してまいります。また、平成 31 年度は、国の指針に基づき、昭和 47 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性に対してクーポン券を送付いたします。以上で、風しん予防接種等費用助成に

についての説明を終わります。

続きまして、28 ページをお願いいたします。歯周疾患検診について御説明いたします。歯周病は細菌の感染によっておこる炎症性疾患ですが、歯周病の細菌や炎症性物質が血液中に入り全身に回ると、心筋梗塞や脳梗塞など、様々な病気を引き起こす可能性が高まるとされております。このことを踏まえ、1 の目的でございます。若いころからの歯周病予防が、生涯に渡り口腔機能だけでなく全身の健康に大きく関係するため、受診しやすい検診の環境を整え、歯科保健の充実を図るものでございます。2 の内容についてです。1、(1) 歯周疾患検診の対象者の拡大をしましてまいります。現行の 40 歳、50 歳、60 歳、70 歳に加え、30 歳、35 歳の方を対象にしましてまいります。(2) 自己負担金の減額です。現行の 1,300 円から 500 円に減額し、70 歳を無料といたします。非課税世帯につきましては、従前どおり無料といたします。3 の予算額につきましては、126 万 8,000 円です。4、検診実施期間については、6 月から 3 月となっております。5 の今後のスケジュールは表のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

○委員長（崎本）はい、以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。はい、大江君。ページを言ってくださいね。

○委員（大江）15 ページのマイナンバーカードですね、これ現在、どのくらいの方が作られているのでしょうか、住民に対し何パーセントぐらい。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）2 月末現在で、14.3 パーセントの方に交付しております。

○委員長（崎本）はい、ほかに、大江君。

○委員（大江）まだ 14.3 パーセントで、とても便利のいいシステムにするんですけども、これはやはり住民に少しでもマイナンバーカードを入れてもらうためなんでしょうか。採算が取れるかなっていうふうに思ったんですけど。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）住民の方の利便性を高めるために、今回のコンビニ交付サービスを開始いたします。

○委員長（崎本）はい、富永君。

○委員（富永）同じく 15 ページの証明書交付サービスですけども、これ、窓口交付に比べて、コンビニの交付は、手数料がこれ変更になったりすることがあるのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、住民課長。

- 住民課長（水川）窓口交付する場合と同等の手数料となります。
- 委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、住吉君。
- 委員（住吉）同じく 15 ページのマイナンバー証明書等交付サービス事業なんですが、こちら利用時間、住民票、印鑑登録と戸籍とで違いますよね、時間帯。特に戸籍は平日のみとなっております。この違いは何で出てくるのでしょうか。
- 委員長（崎本）住民課長。
- 住民課長（水川）時間が異なりますのは、戸籍に関しましては、特に、戸籍の届け出があってから実際に反映されるまで日数が掛ることと、あとですね、海田町に住所がなく、本籍だけが海田町にある場合は、事前に利用登録申請をする必要があるんですけれども、そういった問い合わせ等に対応するため、平日の 9 時から 5 時までの時間帯での交付とさせていただきます。
- 委員長（崎本）住吉君。
- 委員（住吉）今おっしゃった、戸籍をここで取る場合は、海田町に住んでない人が取る場合は、事前に、まず、申し込みにゃいけんということですか。
- 委員長（崎本）住民課長。
- 住民課長（水川）はい、事前に、カードリーダーを装備したパソコン又はコンビニのマルチコピー機から、事前に利用登録申請を行う必要があります。
- 委員長（崎本）はい、住吉君。
- 委員（住吉）続きまして、23 ページのネウボラなんですが、こちら、課題の方、平成 30 年度の現状と課題の（２）の①、子育て経験のない初産婦の教室等への参加が少ないというのは、29 年度も課題として挙がっていましたが、解決されてないということでしょうか。
- 委員長（崎本）はい、ひまわりプラザ館長。
- ひまわりプラザ館長（下野）子育て経験のない初産婦の教室等への参加が少ないことにつきましては、課題として、昨年度も計上させてもらっておりまして、昨年度、妊娠期の方に対しまして 6 か月児に妊婦通知、8 か月時に妊婦電話を行いまして、向上を図っており、若干ですが向上はしておりますが、まだまだ子育て期の方との比較で、妊娠期につきましては、就労の関係等もございまして、やはり参加率が低いということがありますので、本年度も、引き続き課題として挙げさせてもらっておる状況でございます。
- 委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）その隣の 24 ページのネウボラアプリなんですが、括弧書きで、電子母子手帳アプリ、これ、もう何年も前から全国各地の自治体で導入してるんですけども、数年間運用して止めてるんですよ。コストが掛り過ぎると。いう辺は調べた上での導入なんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、こども課長。

○こども課長（森川）その辺りも調査した上での導入でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにもございませんか。住吉君。

○委員（住吉）まだ一杯あるけんね。今度 25 ページの運転免許自主返納高齢者支援事業のうちの 26 ページの高齢者外出支援ですよ。こちらにずらずらっと書いてる、新規じゃなくて、まず、今までもやってる事業ですよ。確認。

○委員長（崎本）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）そちらに記載しておりますのは、高齢者、障がい者に対する今までもございましたサービスでございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）この説明がちょっと納得いかんのですよ。運転に不安を感じる要因は身体的、精神的な衰えや変化である可能性が高く、ここまではいいんですよ。要支援、要介護認定を受けている又は障がい者手帳を所持していることも考えられるためって、ちょっと、これは決めつけ過ぎのように思いますが、そもそもそんな簡単に認定やら手帳なんてもらえるものなんですか。

○委員長（崎本）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）確かに御指摘のとおり、要介護認定にしても障がい者手帳にしても、体に応じた状況によりますので、簡単に取得できるものでございません。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）続きまして、27 ページの風しん予防接種費用助成なんですが、この成人期の定期予防接種事業、対象者は昭和 37 年 4 月から昭和 54 年 4 月と書かれとんですが、周知のクーポン券ですよ、国の指針に基づいて 47 年から 54 年ということは、私みたいな 44 年生まれはどういう扱いになるんですかね。対象者ではあるけどクーポンはないという。一体何をどうしたらよろしいんですかね。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらは、国の指針に基づいて、この対象年齢にクーポンを

贈るものでございますが、それ以外の方が予防接種を受けたいという場合は、保健センターの方に来ていただければ受診票等を発行するということになっております。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）それは、全然、絶対行かんよ、男は。これ、何で、結局、何年分、10年分か。金掛るけれども、一気にやった方が手っ取り早いように思いますが、国の指針がこうなつとるいうても、その辺は単独助成、海田町の単独事業でできる範囲じゃないんですかね。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）国がこのように決めましたのも、集中して医療機関等に受診されることを避けるためでございます、分けて勧奨の接種をしていくという指針でございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）そんな病院に殺到するほど受けに行くようには思いませんが、じゃ、逆にお伺いしますが、こちらの抗体検査と予防接種というのは、どこの病院でもやってもらえるものなのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらの方につきましては、現在、国が集合契約という形で調整しております。全国各地どこの医療機関でも接種できるような体制を、今、調整しているところでございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）最後に、こちらもクーポン配って歯周病検診も対象者に、何か、受診券を発送して、特定検診も送られてきて、そのほか諸々、送られてきますよね。男からみるとね、分かりにくい。おっさんから見ると。あの辺、もうちょっと分かりやすくできないもんですかね。何かまとめて送られて来たような記憶もあるんですよ。で、よく見たら対象外のクーポンも一緒に引っ付いておったりとかね。経費削減で同じものを送っているんでしょうけども、非常に分かりにくい。あの辺は、改善できないものなんですかね。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）確かにいろいろなクーポン券がございますので、分かりにくいという御指摘も十分理解しておりますけれども、対象者が異なったり、いろいろあり

ますので、こちらの方につきましては、クーポン券の内容を分かりやすくするとかホームページや広報で、しっかり対象者の方やその制度の内容について周知して、それぞれの検診を受けていただきたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。はい、下岡君。

○委員（下岡）今、住吉委員が聞いた追加なんですけれども、住民票だとか印鑑証明は、接続してですね、自動的にデータを読み出しができるというふうになってて、今の戸籍系はですね職員が何かの操作をしなきゃいけないからというふうにさっき受け取ったんですけれども、そうすると、戸籍系についてはですね、時間が掛るだとか、1回ではできないから、また再度ですね、取らにゃいけんとか、そういうことをが出るんだと思うんですけれども、そういうことの説明をもうちょっと詳しく説明してください。

○委員長（崎本）はい、住民課長。

○住民課長（水川）戸籍の証明書に関しましては、住所も本籍地も海田町にある方の場合には、特に事前登録なしでその場で発行することができます。ただ、住所が海田町外の方で本籍地だけが海田町の方の場合は、そういった事前登録申請が必要となります。あと、事前登録申請は、御自宅にカードリーダーがあつて、御自宅のパソコンからそのマイナンバーカードの情報が読み取れば、御自宅でもできるんですが、ない場合は、コンビニのマルチコピー機で登録申請を行っていただく必要があります。その後、こちらでその、処理を、町の方で処理をしましたら、交付可能、利用可能になるというふうな、また、ホームページ上で見るができますので、それから発行することが可能となります。

○委員長（崎本）下岡君。

○委員（下岡）印鑑証明だとか、今、じゃから住民票というのは、ここへ、窓口へ来るのと同じように、1回でですね、短時間に1回の操作で取れると。ただし、今の戸籍関係は、海田町でですね、住居があつて、海田町に本籍がある方についてはですね、速やかに住民票なんかと同じように、1回で取れると。ただし、町外の人の場合は、町外に住んでいる人で海田に本籍があつて、戸籍関係を取ろうと思ったら、事前の登録が必要だと、そういうことですか

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）そのとおりでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにも、宗像君。

○委員（宗像）今の、証明書交付サービスのことなんですけど、今まで議員さんの方が、何

人かこれ、早くしろ、早くしろと言ってやってきて全く動いてなかったんですが、これ、急にこれが動き出したというのは、その当時言われてたのが、海田町単独でやればその費用経費が掛かり過ぎてどうにもならないという説明をされたと思うんですが、今回、これができたということは、まずは、これ、海田町単独でのサービスなのか、全国的にそれをまとめてやろうとしてるサービスの中でできるようになったのか、その過程について、ちょっと御説明願います。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）はい、単独で、このコンビニ交付サービスを導入する場合、費用面が高額になるということで、特に小規模な自治体で導入ができない理由となっております。そのことで、国が、やはりそれを課題として、新しく、定額で導入できるシステムを開発いたしまして、そのシステムを利用して、海田町でも導入することにしましたものがございます。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）ということは、これ、逆に、行うことによって、コンビニなんかは払う、要するに発行手数料払わにゃいけんですよね。本人が払う分じゃなくて、逆に、機械を、向こうのコンビニなんかを使ってる、そういうものに対する、これ歳出が発生することになりますよね。それについては、これ、費用について、導入費用はありますけど、ランニング費用についての説明が書いてないんですが、それについて、今いいです、ここにありますいうんなら予算のどっかにあるでいいですから。それと、今、三つのローソンを挙げてるんですが、これだけで、5万4,000店にはならないと思いますが、ほかにはどんなコンビニが使えるのか

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）まず、ランニングコストですけれども、大体年間で約500万円となっております。それと、あとコンビニに支払う1通当たりの手数料でございますが、1件当たり、115円となります。それと、あと、コンビニの種類でございますが、ポプラとか、ミニストップなど、ちょっと数が多くなりますが、ちょっとそういうこの3種類のコンビニ以外でも発行可能となります。

○委員長（崎本）ほかに、佐中君。

○委員（佐中）同じく、15ページのマイナンバーカードのことについてお尋ねをいたしますが、元々マイナンバーというのは、税と社会保障が基本になってですね、これを作る



ということで、全人口に対して、マイナンバーを作った訳です。ところが、住民サービス向上という名目かどうかよく分かりませんが、マイナンバーカード、これを促進をするという方針を出して、それが証明書になるか、いろんなことに使われるというので、いろいろ事業をやってきた訳ですが、なかなか人気が悪くてですね、全国的にも、十点ちょっと越したぐらいなんですね。で、政府の方は、いろんな方策を出して、結局は、このようなサービス事業、これを打ち出してきた訳です。利用する人はマイナンバーカードを持っていなければならない。私が心配するのはですね、このマイナンバーカード、今までずっとこう、私どもが異議があると言ってきたのは、マイナンバーカードが一旦漏れると、将来にわたって漏れてくる訳ですね。そうすると、コンビニ扱い、その他の扱い、コンビニしか出てないんですが、後には、民間の扱い、銀行等々でしょうけども、そうすると、漏れない保証、これは、どういうシステムになってるのか。例えば、ここじゃったら、コンビニ、何社か挙げておられますが、どうやって漏れない保証、これはどうなってるのか。どういう装置でどのようになっとるのか、お尋ねをいたします。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）まずコンビニで証明書を交付する場合、マルチコピー機で、1人で操作して印刷までできますので、ほかの店員さんとかに見られるという心配はございません。それと、あと証明書を印刷し終わった後は、機械にデータ等が残りませんので、それ、その機械を後から使う人が、何かの情報を引き出すということとはできないようになっております。あと、カードとか証明書をですね、取り忘れないように、音声でちゃんと取ってくださいというような案内が出るようになっております。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）機械の誤差とかあるいは故障とまで行かないとしても、いろんなトラブルがあって、それが残っていく。それが、漏れる元の要因になるという可能性はどうなんですか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、住民課長。

○住民課長（水川）マイナンバーカードそのものには、氏名、生年月日、住所、性別の四つの情報しか入っておりません。それで、それ以外の情報がそのカードから漏れるということはありません。機械の故障に関しましては、ちょっとそういう事例は今のところはないと聞いておりますが、どういう事態が発生するかと言われると、ちょっとすいませんが、そういう御心配は分かりますけれども、ちょっとそういった不測の事態に関し

ましては、ちょっと、そのときの対応をさせていただきます。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）難しいところで、答弁、説明は分かりました。次に移りますけれども、待機児童の問題についてお尋ねをいたしますが、福祉厚生委員会でも、いろいろ喧々諤々をして、町内全体、人口増えるのはいいんですが、若い人たちがどんどん入ってきて待機をする。そして32年度には120、新聞には110と出てましたが、120ということなんですね。今から先、どんどん増える可能性大と思うんです。よそは減っても海田町は増える。そうすると、この対応よね、今、予算じゃから、一般質問にならんようにしますけれども、120やって、次の年にはもうなんぼになるか分からん、というようなね、状況が続いて、担当者の方は、もう、苦慮されて、いろいろ議論の中でも、明確な数字も出ないし、予測もつかないような状況。町長はどう見ておられるのか。新しい保育所を将来造る方が、私はいいと思うんじゃけども、国の補助やらあるいは認定こども園、こういうような問題があって、将来のそういう海田町の、将来の、そういうまちづくりのためには、小さい子どもをどんどん成長させて、どんどん人口を増やしながら活性化をしていくというのがあるんですが、それはどのように見られてるのか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、副町長。

○副町長（胡家）はい、現在、待機児童が発生しているということで、様々な御心配をいただいております。待機児童が発生するかどうかという要因としてはですね、子どもの数ということも当然ございますし、それからまた、育てられている親御さんの就業率の問題といったこともございます。それから、また、加えて言いますれば、その、保育所以外の子育て施設、これは海田町の周辺にもある訳でございます、また逆に、海田町内のそういった施設に海田町外で利用される方がいらっしゃるというような周辺との関係といったようなこともございます。そういったところを、しっかり、今後の見通しをですね、見定めていかなければいけない。委員おっしゃるとおり、副委員長おっしゃるとおりだというふうに思います。これにつきましては、今年とそれから来年、30、31年度で、第2期の子ども子育て支援計画、これを策定するというので、今、作業をしております。そういった中でですね、そういったニーズの推計というのを、今、作業を行っておりますので、そこら辺で、しっかり、今、申し上げました要素というのを見極めまして、また、施設、受け皿をですね、確保策についても、併せてその計画策定の中で検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）佐中君。

○委員（佐中）副町長と担当部課、意見が一致しとる、同じ答弁が返ってくる訳で、かなりの協議をされて対応に苦慮されておるといふうに感じました、努力をしていただきたいと思います。最後に、運転免許証の返納の問題で、1回しか出してないですね、1万円1回。免許証を返して、そのとき、感じるのは、やっぱり、足というか、出にくいという感じて、気持ちの上で1万円を出すというのがあるんですが、しかし、元の目的、この目的は、もっとそれ以上の人、どういうんですか、外出が弱体化しとるとか、あるいは車に乗れない、あるいは乗りにくい。返納した。そういう交通弱者に対する、ここだけでなくてね、必要だと思うんですか。その人を助けるため、車乗りよって止めた。1万円もらったあるいはそれに代わるものをもらったと。それで1回だけで終わりではなくて、年に何回かとか、そういうなのは考えてないんですか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい。長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）はい、今回の運転免許証自主返納高齢者の支援事業につきましては、あくまで、高齢者、運転に不安のある高齢者の方が免許証を返還するきっかけづくりの一つでございます。高齢者の外出支援、トータルの外出支援につきましては、長年の懸案になっておりますので、それにつきましては、今後検討していきたいと考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。小田さん。

○委員（小田）先ほどの住吉議員と同じなんですけれども、かいた版ネウボラ、23ページの課題のところの1番目、子育て経験のない初産婦等の教室等への参加が少ないという御答弁の中で、就労の妊婦さんがいらっしゃるということでしたが、曜日の開催を変えてみるとか、違う曜日にしてみるとかっていう、検討はあるのでしょうか、

○委員長（崎本）はい、ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（下野）曜日の変更等につきましては、平成31年度プレママ教室につきまして、これまで平日に開催していたものを、一部土曜日に開催するように考えております。

○委員長（崎本）はい、小田君。

○委員（小田）初産婦なので、中身に魅力があれば、普通の日でもお休み取って来られると思うんですが、中身の改善については、何か考えがあるのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（下野）はい、委員の御指摘のとおりですね、初産婦の方の中身についてもですね、若干、変更を考えております。

○委員長（崎本）はいほかに。はい、兼山君。

○委員（兼山）19 ページですが、時給とかそういったところなんですけど、説明を聞かしてもらったら、ちょっと、3 番のところ、町立保育所の時給が広島市と同じにしましたという説明がありました。そして、4 番ところが広島県の補助事業になっておりまして、この二つは保育所の保育士さんを確保するためのことを、狙いだというふうに見えるんですが、海田町の保育所の確保のために、広島市と同等にしたら、海田町に来てもらう何か、時給的に一緒だったら、差がないような気がして、確保にどのように努められるのかなっていうのと、もう 1 個は、広島県の 4 番も私立の保育所も補助事業で進めるんだったら、広島県全体がこのような形で取り組んで、海田町の保育士の確保としては、その数字以外に何か来てもらうための方策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（崎本）こども課長。

○こども課長（森川）まず、3 の、町立保育所の臨時保育士の確保の時給でございますが、現在でも海田町内の方が広島市の施設等に勤務されているという状況を鑑みまして、今回、広島市と同等の約 1,130 円に変更するものでございます。次に、4 の私立保育所の方の補助事業でございますが、県の補助事業についても、待機児童が発生している市町が限定となっている事業ということで、今回取り入れさせていただくことと、海田町といたしましてもこの事業をより、県、補助事業でございますが、より海田町の実態に即した、例えば保育コンシェルジュの事業内容でございましたり、ということで対応したい、それからまたこのサポート事業や保育促進、1、2 歳児の受入促進について、しっかりと、保育士を目指されてる方、それからまた、保育士の資格があるけれども保育士として勤務されてない方への PR をしっかりすることで、海田町としてこの対策を進めていきたいと考えております。

○委員長（崎本）はい。大江君。

○委員（大江）すいません、15 ページの件でちょっとお聞きしたいんですけど、反対のバージョンなんですけど、本籍海田ではなくって、例えば、本籍がよそにあって、海田に住んでて本籍がよそにある場合は、先ほど言われたように、海田町の本籍があって、よそに住んでる人が事前登録必要ですよって言われましたけども、逆バージョンだったら、自分の本籍地のところにこういうものがあれば、今のように、やはり事前登録をすると

いうことの解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）ほかの市町村に本籍地がある方がコンビニ交付を利用される場合は、まず、その自治体がコンビニ交付サービスを行っているかどうか確認していただいて、その場合は、おそらく同じように事前登録すれば発行ができるかと思います。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、岡田君。

○委員（岡田）保育所のことなんですけれども、予算で保育所整備が大体 10 億円ぐらいだと思ふんですけれども、今の私立保育所に、保育所に支援をしょうかねいうんか、支出も含めて、今の私立保育所の整備が 7 億円ぐらいですかね。それと今度新しくできるのが、予算は、いくらぐらいと、つくも保育所も入れて、10 億円ぐらいがそういうふうな予算に充てられると思ふんですけれども、それで、今のそれでも、町で私立にするから、町で保育体制は取らないというふうな格好になつとるんですけれども、で、今の教育委員会でも小学校やなんかだったら、やっぱり同じ、ちょっと金額が多いんですけれども、小学校費も同じような学校で、十数億、十二、三億ぐらいなんですけれども、やはり、これだけのお金が幼児教育でいるんだったら、町でやっぱり責任を持ってやっぱり整備とかなんかするべきじゃないかと思ふんですけれども、なかなか、町長とか副町長に、ちょっとお伺いしたいんですけれども、これだけの児童が保育所におつて、それをやっぱり、町が責任をもってやっぱり保育をするというふうな立場を取るべきじゃないかと思ふんです。

○委員長（崎本）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）保育事業につきましては、実施主体は海田町でありまして、町が責任を持って実施しております。町内には、公立が 1 か所で私立の保育所が、あと 5 か所あります。そういった中で、私立だから町が責任を持たないということではなく、予算も計上させていただいて、町が責任を持って実施させていただいております。ちょっと、今、総額っていうところで言っていたかと思ふんですが、新規事業ではなく。その予算を、今回計上させていただきました。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（崎本）はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

それでは予算書の審査に移ります。まず歳入からです。資料 19、8、9 ページをお開

きください。上段にあります 1 目、子ども・子育て支援臨時交付金と、中段の 13 款 1 目、民生費負担金と、2 目、衛生費負担金です。宗像君。

○委員（宗像）歳入で保育所保護者負担金、1 億 5,200 万かな、既に組まれてると思います。これは既に 10 月からの無償化をにらんでにらんでの、これ、にしてあるんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、こども課長。

○こども課長（森川）議員御指摘のとおり、対応しております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、10、11 ページの上段の 2 目、民生費使用料と、3 目、保健施設使用料について質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら 12、13 ページ中段の 2 項 1 目の総務手数料のうちの 2 節、戸籍手数料から、4 節の 1 番、印鑑その他証明手数料です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら 14、15 ページ中段の 5 款、国庫支出金です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら 16、17 ページの中段の 3 目、災害復旧費国庫負担金を除く全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、18、19 ページの中段の 3 目、衛生費国庫補助金までです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、20、21 ページの上段の 7 目、細節の 3 番、私立幼稚園就園奨励費補助金と、中段の 3 項、国庫委託金の 1 目 2 節、住民基本台帳費委託金と、2 目、民生費国庫委託金と、下段の 16 款の 1 項 2 目の民生費負担金です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なければ、22、23 ページ、前のページから続く 2 目、民生費負担金と衛生費負担金です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、24、25 ページの上段の 2 目、民生費補助金と、3 目、衛生費補助金の 1 節、保健衛生費補助金の六つある歳出のうち 1、2、4、5 番です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、26、27 ページ 3 項の 1 目、2 節の住民基本台帳費委託金と、2 目の民生費委託金です。はい、岡田君。

○委員（岡田）一番下のところの黒い雨の体験相談、ちょっとあそこのところの説明をお願いいたします。どういうふうなのか。

○委員長（崎本）社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井）こちらにつきましては、被爆体験をされた方が、保健センターなどで相談をされた場合に、委託金としていただけるものです。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。岡田君。

○委員（岡田）これは、今いうことはないけど、ずっと、広島市で黒い雨の拡大地域の裁判を、ずっと何回か起しておられるんで、そういうふうなところとの関係いうんか、連携いうんか、そういうふうなものは全くないんですか。

○委員長（崎本）社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井）こちらにつきましては健康相談等を行っておりまして、そういったところとの連携は、特にございません。

○委員長（崎本）はい、岡田君。

○委員（岡田）これは、実際に相談とかいうのは今でもあるんでしょうかね、保健センターで。

○委員長（崎本）社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井）はい、昨年度も今年度も 1 件ずつ相談があったようです。

○委員長（崎本）はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なければ、28、29 ページ上段の 3 目、衛生費委託金のうちの細節 3 番、各種免許事務委託金です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、30、31 ページ、中段の 2 項 1 目、貸付金元利収入のうちの細節 4 番の災害援護資金貸付金償還金と、中段 2 目の雑入、細節の 3、4、5、6、7、10 番です。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) はい。なかったら 32、33 ページの前のページから続く、雑入のうちの細節の 24 番、27 番から 31 番、36、37、39 番、41 から 43 番です。はい、宗像君。

○委員(宗像) 生活保護法に基づく返還金と徴収金、それぞれ上げられておりますが、もうこの段階で、徴収金とかが出てくるということは、本来でしたら、あつてはいけない項目ですよ、これは。保護費として払うものですから、この段階であるということは、今までの、そういうものを払わにゃいけんのを分割かなんかでこういうふうが遅れてきてるんで、ここに上がってきていると理解していいんでしょうか。

○委員長(崎本) はい、社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹(松井) はい、委員おっしゃるとおり、過年度分っていいですか、前年度分に関して、分割でお支払いいただいとるもんとかを、今回、これぐらいっていう形で見込みさせていただいております。

○委員長(崎本) はい、宗像君。

○委員(宗像) では、返還金と徴収金の、主な事由、原因、事由、簡単にでいいすから説明してください。

○委員長(崎本) はい、社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹(松井) はい、返還金につきましては、保護の決定が 3 月 1 日付けで決定になる場合でしたら、2 月 20 日ぐらいに金額を決定してしまうんですが、それ以降に収入があった場合に 3 月 1 日付けで変更した場合に、差額を返していただくっていうこと、徴収金につきましては、不正受給があった場合のものです。

○委員長(崎本) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) はい、以上で歳入を終わります。暫時休憩をいたします。再開は、10 時 25 分。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 10 分 休憩

午前 10 時 24 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長(崎本) 若干早いようですが、休憩前に引き続き、予算委員会を再開いたします。

歳出からお願いいたします。70、71 ページをお開きください。質疑があれば許します。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）72、73 ページ、皆です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）続きまして、飛びまして、86、87 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）88、89 ページ。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）90、91 ページ、はい、富永君。

○委員（富永）上の段 13 番の L G B T 講演会業務委託料、ありがとうございます、これ。

対象者は、これは職員さんなんのでしょうか、町民の方全般なんのでしょうか。

○委員長（崎本）社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井）こちらにつきましては、町民全般の方を対象とした講演会を予定しております。

○委員長（崎本）はい、大江さん。

○委員（大江）すいません、男女共同参画、よろしいんですかね。参画の推進事業ですけど、これは、どのようなことを計画されてるのでしょうか。

○委員長（崎本）社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井）はい、こちらにつきましては、啓発等々を考えております、イベントなどでの。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、92、93。住吉君。

○委員（住吉）高齢者ふれあい事業ですが、こちらは確か、県内の公衆浴場は全部対象だったと思いますけども、町内、全くなくなりましたが、こちら同額ということは、利用は減らないというふうに考えていらっしゃいますか。

○委員長（崎本）長寿保険課課長。

○長寿保険課長（新藤）町内に入浴施設がなくなったことと、昨年度より以前から、老人クラブ連合会からちょっと使える施設を広げてほしいという要望がありましたので、要綱の改正に向けて、今、ちょっと検討中です。ということで利用者は減らないと考えております。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）利用施設の拡大と言いましたが、要は、公衆浴場以外、ほかにも何か考えていらっしゃるということでしょうか。

○委員長（崎本）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）特に施設に限らず、老人クラブの会員同士が交流できる事業というふうに変えていこうと考えてます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、大江君。

○委員（大江）すいません、老人クラブ連合会補助金が、昨年が 124 万ですけど、この度かなり少ないんですけども、理由は。

○委員長（崎本）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）昨年度につきましては、老人クラブ連合会で 50 周年ということで、特別に 50 万円を計上したためでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）94、95。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）96、97。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）98、99。はい、富永君。

○委員（富永）一番上の障害者自立支援医療費支給事業ですけれども、昨年に比べてかなり減額されてるんですけども、この理由は何でしょうか。

○委員長（崎本）はい、社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井）はい、こちらにつきましては、本年度中に 1 人転出をされておられるのが大きな要因となっております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、100、101。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）102、103。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）104、105。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）106、107。小田君。

○委員（小田）4番目の児童虐待・DV防止対策事業、どのようなことを、具体的にお考えでしょうか。

○委員長（崎本）こども課長。

○こども課長（森川）町内の教育保育事業者に対する研修会であるとか、町民の皆様への啓発の、特に乳幼児の保護者への啓発の物品の配布を考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、大江君。

○委員（大江）子育てヘルパー派遣事業ですけれども、去年よりも予算がちょっと減額なっていますが、去年が何件で、今年何件ぐらいでしょうか。

○委員長（崎本）こども課長。

○こども課長（森川）この子育てヘルパー派遣事業につきましては、対象者がおられるんですが、利用が少ないような実績がございまして、昨年より少し減額をしているもので、回数といたしましては、31年度、延べ62.6回を予定しております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）108、109。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）110、111。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、112、113。宗像君。

○委員（宗像）保育所整備支援事業において3億2,700万ですかね、修正でなっていると思います。歳入の方については、先ほど説明ありましたように、2億4,400万の歳入があると思います。実際に、これに掛かる費用というのは、先ほどの説明の中で、2億9,600万、この差額については、単町費になるものと思われそうですが、それに間違いないかどうか。

○委員長（崎本）こども課長。

○こども課長（森川）こちらに係る補助金については、4分の3補助ですので、残りの4分の1は町負担となっております。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）それは、義務が生じた分の負担としての 400 万なんですか。要は、国庫補助やなんかの場合に、国庫はこっだけ出す、町も、こっだけ出さなきゃいけないという負担義務がありますね、それに伴う分の負担なんですか。

○委員長（崎本）はい、こども課長。

○こども課長（森川）委員御指摘のとおりでございます。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。はい、大江君。

○委員（大江）お聞きしたいんですけども、保育促進事業の中に、これ賄材料費っていうのはどういうものを含んでいるんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、こども課長。

○こども課長（森川）つくも保育所園児の給食代でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。小田君。

○委員（小田）6 番、私立保育所等保事務事業の中の 19 番、病児病後児保育広域利用負担金でございますが、町内にこの事業を行っているところありますか。

○委員長（崎本）はい、こども課長。

○こども課長（森川）現在、海田町内には、この事業を行っていただいているところはありません。

○委員長（崎本）はい、小田君。

○委員（小田）町内への働き掛けはどのように今後されるおつもりでしょうか。

○委員長（崎本）はい、こども課長。

○こども課長（森川）医師会をはじめ、医療機関が新設という話があった場合には、病児・病後児保育をしていただくように働き掛けていきたいと考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、岡田君。

○委員（岡田）今の病児・病後児保育、のことなんですけれども、例の広島との広域連携で、広域連携を結んだらこういうふうなものができるようになりますよというふうな説明があったんですけれども、それから、何年か経つとるんですけれども、今、この実態というか、どういうふうな、どっかで、この近辺で、どっか、病院かなんかをされとるんでしょうかね。

○委員長（崎本）こども課長。

○こども課長（森川）海田町の近隣の施設で利用されている実績がございます。

○委員長（崎本） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 114、115。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 116、117。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 118、119。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 120、121。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい。なかったら 122、123。はい、宗像君。

○委員（宗像） この保護費、総務費の中に人件費が入ってないですね。本来ならそれなりの、これに絡む職員がおると思うんですが、これ社会福祉全体の中に相当の数がある、そちらの方で賄っていることで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（崎本） 社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井） はい、委員の御指摘のとおり、社会福祉総務費の方に入っております。

○委員長（崎本） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 124、125。上の、災害救助事業を除く。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい、なかったら 126、127 の中段の 2 目、環境衛生費のうちの、細節 3 番、火葬料補助事業と、下段の 4 節、保健センター総務費です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） なければ、128、129 ページ、前のページから続く、保健センター総務費、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） なかったら 130、131 ページの中段の、5 目、予防費の、細節 1、野良犬野良猫対策事業を除く全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、132、133 ページの全てです。宗像君。

○委員（宗像）がん検診事業、毎年、受診率、苦勞されてると思います。今年は、どの程度を目標に頑張られる予定でございますか。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）確かに、ものすごくがん検診受診率を上げるのは大変なんですけれども、国の指針に基づいて、やっぱり 50 パーセントを目標に頑張っているところです。

○委員長（崎本）宗像君。

○委員（宗像）現実問題としての目標をお聞きしたいんですが。

○委員長（崎本）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）まず、目標としましては、29 年度受診券を発送して、受診率が上がりました。30 年度、災害等々もありまして、見込みが下がる、受診率は下がる予定です。30 年度よりは 31 年度、更に、30 年度よりは上げていくというところで、受診率の向上を目指していきたいと考えております。

○委員長（崎本）宗像君。

○委員（宗像）がん検診の予算、組まれた予算というのは、50 パーセントを目標に組まれた予算と考えていいんですね。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）目指すところは 50 パーセントでございますが、実績によって、30 年度を更に上回るような見込みで立てております。

○委員長（崎本）はい、大江君。

○委員（大江）6 番の健康・食育フェアのところです、去年は表彰記念品とか通信運搬費とかありましたけど、今年はないんですが、これは、表彰とか今年はないんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）はい、今年度災害等がありまして、祭りがなかった関係で、今年度は、8020 表彰、健康教育を絡めたところで表彰を行っております。それがとても好評だったので、来年度も、健康教育のところで組んで事業を実施していく予定としております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、134、135 の全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。続きまして 136、137 の上段の細節 20 番の、犬の登録事業を除く全てです。大江君。

○委員（大江）すいません、5 の不妊治療費助成事業ですけども、300 万近くの増なんですけども、これは何名ぐらいを見込んでこれぐらいの金額になってるんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらは、実人数というよりも、75 回分、1 人の方に複数回申請ができますので、75 回分を見込んでおります。

○委員長（崎本）はい、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、140、141、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、飛びまして 192、193 ページの、3 目の私立学校振興費について、ありますか。はい、宗像君。

○委員（宗像）今のところの費目ですが、これ歳入と歳出、ぴったり、財源を見ると 972 万 3,000 円が特定財源になってます。これは、だから単町費を大分入れ込んでというふうに理解してもいいんですね。

○委員長（崎本）こども課長。

○こども課長（森川）この私立幼稚園就園奨励費につきましては、単町分がございます。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）それは、要は、補助そのものが、上乗せ補助としてやっているのか、国がこっだけ補助する、そのうちの町の負担がこっだけですとやられておるのか、意味分かりますか。要は、国が定めた、多分これ国から財源が入ってると思います。その分のうち、それに上乗せで、町が余分に、要するに、単町事業として上乗せしとるんか、そうじゃなくて、国の決められた基準の中に町が負担しなきゃなら分として、こういう大きい数字が上がとるんかどうかだけお願いします。

○委員長（崎本）こども課長。

○こども課長（森川）国の基準どおりの額でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、その他、福祉保険部関係で質疑漏れがあれば発言を許します。住吉君。

○委員（住吉）児童クラブ保護者負担金でございますが、前から言いよるように、広島市の子どもを預かってる分の受託金、委託金、その子どもに係わる分は広島市からもらうという話は、どうなってますかね。

○委員長（崎本）はい、こども課長。

○こども課長（森川）現在、まだ広島市と調整中でございます。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）それ、いつになったら、解決するんですかね。もう、結構前からいいよるように思いますが。

○委員長（崎本）はい、副町長。

○副町長（胡家）広島市とはですね、担当課を通じて協議させていただいてるんですけども、広島市も海田町だけではなくてですね、よその市町との関係もあるので、なかなか、すぐに、海田町との関係だけですね、整理するのが難しいという状況がございます。これまでですね、教育委員会サイドとお話をさせていただいてたんですけども、広域連携の観点からですね、広域連携の関係課との協議も開始しております。いつまでにとというのは、いろいろとクリアすべき課題が、ハードルがいろいろあるもんですから、時間的にどれぐらい解決に掛るかというのは、ちょっと、まだ見通しが立っておりませんが、協議は続けているという状況でございます。

○委員長（崎本）はいほかに、はい、住吉君。

○委員（住吉）それやったら、もう広域連携の中の事業にひっくるめた方が話しが早いように思いますが、その辺はどうなってますでしょうか。

○委員長（崎本）はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）広域連携での議論という方法と、各担当課で協議をしていくという方法が、広島市の取扱いでは2方向が考えられるということで、この度広域連携の方にこういう課題があるというのを投げ掛けました。現在、広島市において、広域連携として取り上げるのか、担当課同士で話を進めるのか、ちょっと内部整理をさせてほしいという回答いただいておりますので、その回答を待ちまして、広島市と引き続き協議の方をしてまいりたいと考えております。



○委員長（崎本）はい、ほかに。はい、岡田君。

○委員（岡田）87 ページの民生委員さんのことなんですけど、去年は7名ぐらい足りない地区があると言われたんですけど、今年はどういうふうなとるんでしょうか。

○委員長（崎本）社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井）昨年と同様に、現在のところ6地区が不足地区になっております。31年度におきまして一斉改選がございますので、その際に充足できるように努力したいと考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかに。岡田君。

○委員（岡田）一番下の福祉協議会助成事業で去年より1,000万円ぐらい大きくなつとるようなんですけど、ちょっと事業の内容みたいなのをお願いします。

○委員長（崎本）はい、社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（松井）はい、こちらにつきましては、現在、海田町の職員が事務局長として行っておるんですが、今回の予算につきましては、事務局長が、町の職員じゃない、別のほかの者を置くっていう形で予算計上させていただいております。

○委員長（崎本）はいほかに。はい、佐中君。

○委員（佐中）105 ページの国保の繰出金のことですけれども、29年度、30年度、31年度、それぞれ、2と3、も基盤安定とその他、変わってないんですね。国保がまあ、次の条例のときも言いたいと思いますが、激変緩和という措置を取って、なるべく、負担を少なくというように提案をなされて説明も受けましたが、国保の予算を変えていかない限りは、公費の負担は出てこない訳ですね。そうすると、応益応能分で、全部被保険者に掛かってくる訳ですが、これらこの数字が、ほぼ同数、これはなぜなのか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、住民課長。

○住民課長（水川）まず、繰出金の上の方にある保険基盤安定分でございますが、こちらは、保険税の軽減世帯をされた方の軽減分を補填するものでございます。その下のその他分は、事務費や出産育児一時金の一部など、法定で定められた項目に対する繰出金となっております。30年度、31年度、ほぼ同額となっております。

○委員長（崎本）はい、ほかに。兼山君。

○委員（兼山）129 ページ、129 の保健センターのところの事務事業の下から2番目の、救急相談センターの利用負担金、これはシャープの7119を強化するために、これ、少

し上がってるのかなと、どうでしょうか。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）シャープ 7 1 1 9 の市町負担分、海田町負担分でございます。

○委員長（崎本）はい、兼山君。

○委員（兼山）もう 1 個すいません、91 ページの、はい、91 ページの敬老事業ですけど、今までずっと取り組んできたことを、75 歳以上の高齢者全員に祝品を支給している市町がないから見直すということなんで、もう、これはもう、オンリーワンは止めたという解釈でよろしいですかね。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）今回の敬老祝品の見直しにつきましては、海田町のそういう 75 歳以上の方に、人数が、当初よりも増えたということと、ずっと平成 19 年から海苔をずっとお渡ししてたんですが、御意見の中で、選べる方がいいんじゃないかとかというような御意見もありましたので、その内容を変えたということでございます。選べる内容は、海田町の特産品というところで、そこでオンリーワンというところを目指していきたいと思っております。

○委員長（崎本）はい、大江君。

○委員（大江）はい、すいませんちょっと些細なことなんですけども、すいません、資料 26 の 22 ページと 29 ページですね、ここの基本目標の実績、ここに、基準値とか目標値、それから健康づくりの推進のところの実績なんですけども、昨年の 12 月時点の、例えば、基本目標、出生数のところ、実績が 29 年度、昨年度末では、350 人って書いてるんですけども、ここは 344 人になってます。それと、29 ページの健康づくりの推進も、昨年度の実績のところでは、12 月時点の実績は 94 人となっておりますけども、実際ここに記入されてるのは 88 人という、この数字の違いはどうしてでしょうか。同じ年度内で。

○委員長（崎本）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）29 ページの実績につきましては、12 月時点の速報値だったんですけれども、29 年度、全て終わりました、確定値ということで 88 人ということになっております。それから、22 ページの出生数なんですけれども、こちら、その当時速報値だったかと思いますが、こちらは、広島県の人口動態統計が公表している数字で 29 年度出しております。

○委員長（崎本）はい、大江君。

○委員（大江）速報値と確定値との違いを教えてください。

○委員長（崎本）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらの方につきましては、教室に参加した方の大体の数を上げておったんですけれども、29年度最終的に最終確認、精査して29年度88人が確定であったということでございます。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。はい、前田君。

○委員（前田）昨日もちっと尋ねとったんだけどね、分からんけえ聞くんだけど、よけえ言うけえ、このバッテリーの、福祉センターか、95ページにある、ということで、バッテリーの購入80万円ほど載っとる訳ですが、まず一つ目はね、バッテリー、12台の取替え、我々が一般的に考えるとバッテリーということになると、12個というな勘定をするが、どうなのかというのがひとつ。これは何か知らんけど、看板を御丁寧にひっつけとるが古川電工の特定になっておるが、特定にする必要があるのかどうかというのをね。それともう一つはね、上の方に書いておる概要、31年5月が到来すると、こういうことなんで取り替える、ほいで一番下にかいておるが、築年数が平成16年、漠然と十五、六年経っとるというが、耐用年数が十五、六年もあるのかどうかというのをね、どういうふうな耐用年数になっとるのか。一般的にバッテリーいうたら3年か5年ぐらいというような感覚を持つんじゃないけど。それともう一つはね、バッテリーはそのまましとったら放電する訳だから、最低1か月に1回ぐらいは補充電というかエンジンを試動させて、そのことによって充電したりして、まあ、われらは、ほかの機械のバッテリーの確保をしておるんだけどね。その辺の管理を、どうしとるのか、ね。それと、もう一つは、今回たまたま31年の5月が、耐用の年数切れだと、こういうことなんで、大体、まとめて言う、何年持つんかというのをね、まとめて聞いてみたいと思う。

○委員長（崎本）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）バッテリー80万円が12台と書いてあるところなんですけど、御指摘のとおり12個でも間違いではございません。見積もりの段階で、ちょっと台で出ておりましたので、そのまま台で記載をしております。2点目の特定の業者でないと駄目かというところですが、そこについては、今から見積もりを数社から取りますので、その特定の業者でということではございません。3点目の、31年5月が期限到来ということですので、ちょっとまとめて言いますと、平成16年に福祉センターを建てまして、対用年数は7年でございます。平成24年にも同様の更新の工事を行っております。

この非常用発電機の補充電、年1回程度必要ではないかということなのですが、補充電ということは特にしておらず、年1回について点検をしております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。前田君。

○委員（前田）年1回の点検をしておるということで、それで、どういうんか発電機が稼働、しておったんじゃろう思うがね。そういうことでね。年に1回いうのは、いざいうときに間に合わんと思うんよ。どの程度のどんなバッテリーか分からんが、わしは、あくまでも認識、常識がないけえ、普通のバッテリーのことを想定しとるんじゃけどね、どうも点検稼働が足らん、ということでね、それで、もう一つ言いたいのはね、昨日も言うたんじゃけどね、これは、建物内の発電機、いわゆる非常用、こういうことじゃろう思う訳じゃがね、

○委員長（崎本）前田さん、簡潔にちょっと要点だけ聞いてください。

○委員（前田）今から言うけえ。それで、3年ほど前に、10台ほどどういうんか、移動式のこまいのを買うとるが、それとのこの兼ね合いというのかね、1台ぐらいそこに置いてとるんじゃないか。置いてないのか。もうこれは全館用じゃが、そういうものの管理はどういうふうにしとるんかいうて。で、置いてないんか、置いてないならそりゃあそれでいいよ。

○委員長（崎本）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）はい、福祉センターにおきましても持ち運び用のポータブルの発電機の方は置いております。今回更新工事を行わせていただくのは、福祉センターの屋上に設置してある非常用発電機、非常用のバッテリーでございます。これにつきましては、電気を供給するところが、事務室や防災室、スプリンクラー、排煙器、消火ポンプ等の防災設備の電気を供給するものでございます。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で、福祉保健部関係の審査を終わります。ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分。

~~~~~○~~~~~

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）休憩前に引き続き、予算委員会を再開いたします。それでは、第 13 号議案、平成 31 年度海田町一般会計予算を議題といたします。まず、各部署の新規拡充事業について、執行部より説明を求めます。建設部次長。座ってお願いします。

○建設部次長（龍岩）それでは、海田総合公園第 2 期整備区域擁壁築造工事について説明をいたします。資料は 27。29 ページをお願いいたします。海田総合公園は、海田町におけるスポーツ、レクリエーション、町民の交流の場の拠点として、昭和 58 年度から整備を進めています。これまでテニスコート、多目的広場、野球場等のスポーツ施設や管理等の整備及び複合遊具等の設置を行い、町民のスポーツ、レクリエーション活動及び憩いの場として利用されています。平成 12 年度までに第 1 期区域 14.4 ヘクタールの整備を終え、平成 13 年度に第 2 期区域の整備に着手しております。平成 31 年度から本格的な工事を開始するという予定にしております。それでは資料の方ですが、1、目的といたしまして、海田総合公園第 2 期整備区域の擁壁を設置する事業内容でございます。擁壁の延長 120 メートル、高さは 5 メートルというふうに記載をしておりますが、現在、擁壁構造の詳細につきまして設計中でございます。延長や高さは確定しておりませんので、申し添えておきます。新しい多目的広場につきましては、盛土は広島県広島水道事務所発注工事の掘削残土に加え、災害発生土砂等を入れ、整備を進めることとします。法尻に緑化ブロックを設置し、グラウンドを約でございますが 5 メートル程度拡幅することを目指しております。3 の事業スケジュールでございますが、平成 30 年度、今年度擁壁実施設計を終え、事業認可の変更を同時に行う予定としております。4 番の予算額でございます。1 億 3,000 万円でございます。5 番、その他、工事に当たっては、広島県広島水道事務所に委託して行うことで、2 月の下旬に合意をしております。事務の詳細につきまして、現在、詰めておるところでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（崎本）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

それでは予算書の審査に入ります。まず歳入から入ります。資料 19 の中段にあります 8、9 ページ、いいですか。はい、13 款の 3 目、土木費負担金と、5 目、災害復旧費負担金と、6 目、農林水産業負担金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら 10、11 ページの上段の 1 目、総務使用料うちの細節 2 番の電気通信線路等設置使用料と農園使用料と、5 目、土木使用料です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、12、13 ページの下段の 3 目、農林水産手数料です。はい。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、14、15 ページの上段の 4 目、土木手数料だけです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、16、17 ページの中段の 3 目、災害復旧費国庫負担金です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら 18、19 ページの 4 目の農林水産費国庫補助金から 6 目、都市計画事業費国庫補助金までです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、20、21 ページの上段の 8 目、災害復旧費国庫補助金です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、22、23 ページの下段の 4 目、土木費交付金です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）ありませんでしたら、24、25 ページの下段の農林水産事業費補助金です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、26、27 ページ、前のページから続く 4 目、農林水産事業補助金と土木費補助金です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、28、29 ページの上段の 4 目、土木費委託金と、中段の 17 款、2 項 1 目の、物品売払収入です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、30、31 ページの 3 項、雑入のうちの、14 番、地形図等売払収入です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、32、33 ページの雑入の続きの 35、38、40 番です。40 番。

違います。はい。すいません。40 番じゃなしに、44 番です。はい、宗像君。

○委員（宗像）区画整理事業費清算金、これ多分換地処分がいつ行われて、そのための清算金だと思うんですが、それに間違いがないかどうか。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）換地処分はですね、新年度 4 月から 5 月ぐらいに通知を行いまして、清算金の徴収交付をする予定としております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、34、35 ページの中段の 2 目、土木債と、下段の 5 目、災害復旧事業債です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。ありませんでしたら、36、37 ページの、前のページから続く、5 目の災害復旧事業債です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）ありませんでしたら、以上で歳入を終わります。

続いて歳出をお願いいたします。124、125 ページをお開きください。上段にあります 4 項、1 目、災害救助費、細節の 1 番、災害救助費事業です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、148、149 の 6 款、農林水産業費、このページ、皆でございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）150、151 ページ全てです。はい、富永君。

○委員（富永）ひろしまの森づくり事業の森林 G I S 導入業務委託料、この G I S って初めてみるワードなんですけれども、これまでも導入していたのか、今回新規に導入したのか、また導入することで、どういったメリットがあるのか教えてください。

○委員長（崎本）はい、建設部次長。

○建設部次長（龍岩）はい、森林 G I S というのは、平成 20 年度から導入をしております。

メリットとしましては、この地図を使いまして、ひろしまの森づくり事業交付金の申請をしたり地図を活用したりといったことが挙げられると思います。

○委員長（崎本）いいですか、はい、宗像君。

○委員（宗像）これ、今の続きなんですけど、この事業費、もらってて、これを見ていくと、どう考えても、導入委託料にこの数字を全部使っておるような感じがするんですが、本来の森づくり事業には使わないんですか。このためにGISに使うべき、できれば金額が分かりゃあ、発表してもよけりゃあ、発表していただいて、本来の事業というのは、どこに、これ上げられとるんかどうか。

○委員長（崎本）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）ちょっと金額は差し控えさせていただきますが、委託費の3分の1程度が、この森林GISに掛る費用でございます。残りにつきましては、本来の、今、宗像委員がおっしゃる森づくり、これは石原地区のバッファゾーンの目的を併せた伐採というのを、固有名詞を言いますと、常本天満宮というのがございますが、その下辺り、ここの森林の伐採を行いたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）152、153、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、156、157に進みます。土木費、全てです。はい、宗像君。

○委員（宗像）私道整備補助事業、これは多分上限100万円だったというふうに記憶してるんで、県が挙げられとるんじゃないかと思うんですが、これは、もう既に、そういう申請があったんで、予算化されたんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、建設課長。

○建設課長（木村）こちらの方は、毎年ですね、毎年度100万円を一応挙げさせていただいておるんですけども、申請があって確定したものではございません。予算として構えておりまして、申請があればそこから利用するというものでございます。

○委員長（崎本）はい、次、はい、宗像君。

○委員（宗像）次の、駐輪場、これまあ、使用料、これ需用費として支出が出ておりますが、トータルで、そのうち使用料として、3,300万を充て込んでおられます。でも実際に入ってきた収入は、見込みは4,000万見られている。4,072万2,000円ですかね、見られています、これ約700万、差額が出てると思います。値上げすることにより、多分これ700万上げて、その分は、自転車のラックですかね、あれを整備してそのラックの償却に充てたいようなことを当初おっしゃられたと思います。で700万のうち、償却部



分とと、もう一つは、値上げによる増収分を教えてください。

○委員長（崎本）はい、建設部次長。

○建設部次長（龍岩）はい、まず今おっしゃられた 700 万でございます。これは、基本的な考え方は委員おっしゃるとおり、今年度整備しましたラックの償却というような考え方をしております。それから、単純収支でございますが、歳入が、今おっしゃられた 4,072 万円、それから、この事業の歳出が、3,021 万 5,000 円ですから、単純には 1,000 万程度の差額が出るという形にはなっております。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）工事を 10 年分、20 年で多分検討するということをおっしゃられた、10 年では多分 1,000、償却が 1 年当たりで、その分が増収によって当て込むというふうに説明をされたと思うんですが、それがきちんと収支が合ってるかどうかについて聞いているんですが、それについてどうでしょうか。

○委員長（崎本）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）現在のところですね、償却年数というのは今計算をしてございませんで、単純な言い方をして申し訳ないんですが、今年度 5,000 万程度整備費が掛っております。来年度以降、700 万ずつ単純利益が上がるのであれば、7 年で償却という形になろうかと思えます。その際に、もう一度、使用料については検討する場面が出るんじゃないかというふうには思っております。そういう御理解をいただければと思います。

○委員長（崎本）はい、ほかに。宗像君。

○委員（宗像）ということは、7 年後にそういうことを考える時期が来るというふうに、間違いなく来るというふうに、再度、確認をいたします。

○委員長（崎本）はい、建設部次長。

○建設部次長（龍岩）はい、7 年後に、理論上の償還ということになるんで、ちょっと前ぐらいに歳入歳出のバランスを見ながらですね、使用料の方は考える場面が来るんだろうというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、158、159、

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかつたら、160、161。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。なかったら、162、163。はい、住吉君。

○委員（住吉）町道 258 号線の舗装修繕工事、うちの近所で助かるんですけども、これ、工期がどのくらい掛りますかね。

○委員長（崎本）はい、建設課長。

○建設課長（木村）警察の方と協議をして、日中の施工か夜間施工かというのがちょっとあるんですけども、正味の作業期間としては、2 週間から 3 週間程度で終わると思っております。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）今、話が出ましたが、今のところ、日中か夜間か、まだ決まってない。ただこれ、夜間にしたら、家が近いんですけども、その辺は考慮して警察の方も許可を出すのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、建設課長。

○建設課長（木村）基本的には日中やりたいと思っておりますので、できれば日曜日とか土曜日か、交通量が少ない曜日を狙う形での日中施工を、町としては希望するんですけども、こればかりは、ちょっと警察との協議もございますので、今の段階でちょっとまだ決まってないということになろうかと思います。

○委員長（崎本）はい、ほかにございますか、前田君。

○委員（前田）何回か言うところ 137 号、一番下にあるんだけど、これの 6 メートルの件ね、この側道のカーブ 1 メートル拡幅するいうたら、これ、はっきりした、やりますいうのを、これ、町長に言うた方がいいんかも分からんがね、ちょっとこれ、思い切った策が欲しいなと思うが、ただ、これ、1,500 万かな、工事費を上げとるだけでは、どうかなあ。それと関連するんかどうかじゃがね、是非、これやってほしい。それと、その上にある町道修繕費、7 か所ということで、これ資料の 37 の 8 番じゃないかと思うけども、これの 7 か所が何かで載ったじゃろう思うが、箇所が分かれば教えてほしい。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）町道 137 号線の拡幅 6 メートルへの拡幅ということでございますが、現在ではですねもう地権者さんの方とお話が、まず付いておるということもございますけれども、定例会でも御説明をさせていただきましたが、やはり町全体として災害復旧を今後進めていく中で、避難路の確保というのを、やはり町全体でですね検討していか

なければならないと考えておりますので、そういった河川の流量計算等々を踏まえた上でですね、町全体のバランスを図って実施していきたいと思っておりますので、今の段階で6メートルでの整備というのは考えておりません。2点目の7か所でございますけれども、工事箇所図を御覧いただければと思うんですけれども、お手元に資料番号37番がおありでしたら、お願いをいたします。資料37の一番最後のページに、A3で折り込みをしておりますので、そちらの方をお開きください。はい、よろしいでしょうか。災害復旧の工事になります。先ほど御質問ありました7か所というのは、こちらのうち赤、赤の実線で記入をしております被災箇所の本復旧工事のことを指されているのだと思っております。以上です。

○委員長（崎本）はい、前田君。

○委員（前田）7か所いうて、書いとる、これ赤い、わし、目が悪いんかしらんが、六本しかないような気がするんじゃけどな。それで、念押ししとるいうんか、どうなのかっていう。

○委員長（崎本）はい、建設課長。

○建設課長（木村）7か所あるかと思うんですけれども、ちょっと分かりにくいのが、明飛川の上流の所にですね、串掛林道と交差するところなんですけれども、町道304号線被災復旧というのがございまして、これらを含めると7か所になろうかと思えます。

○委員長（崎本）いいですか。はい、前田君。

○委員（前田）それはそれで分かったよ。で、やる気もないということじゃがね、それはもうそれ以上やる気がないものを言うてもしょうがないがね、地権者は売ってもいいよいうて、はっきり言うとするんよ。一般質問で言うたが、今、米作ったら豚に食わせいう時代やからね、昔は一粒欲しかった、一生懸命作った、苗を1株植えてね、今、要らん言うんじゃけえ。じゃから、離合、緊急時云々という答弁もあったけどね。5メートルでは、離合がね、速やかにできんと思うよ。だからそういうことを考えたときにね、やる気はないと言うけども、飛び飛びになってもいいよ。今5メートルで進めよるんならそれをしてもいい。だから、そっから3メートル上流は、下流は、6メートル、どういことなんよ。うん。やがては6メートルにしてやええよ。そういうふうにしてね、やっぱり、そうでないと、速やかな避難とか緊急時の対応ね、片や、球場に向かうとる、片や逃げとる、離合ができるんで、それがために、とんでもないことになったいうたら。また、委員長睨み付けるけえ止めるけどもね、そういうところを考えてね、やっぱり、

将来のまちづくりという課長の言葉もあるんだからね、5メートルじゃあ、やっぱりいまいち、わしと一緒に、寸足らずになるんじゃないかと思うんだか、どうかの、そこら、もう1回、再度。

○委員長（崎本）はい、建設部長。

○建設部長（久保田）はい、基本的な考え方は、今、課長が申したとおりでございます。

やはり、地権者との今までの協議の過程、そして町全体を見た避難等の考え方、そうしたことを踏まえまして、現段階では、5メートルの方で進めるように考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかに。宗像君。

○委員（宗像）下の県道矢野海田線修繕事業で、うちが負担金を出すこれは、どっか、場所、はっきり言って場所、で、どういう工事なんか。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）熊野道路の無料化に備えて、西明神橋を渡った海田大橋との間に、ランプを今建設しておりまして、そちらの建設事業負担金になります。

○委員長（崎本）はい、ほかに。はい、住吉君。

○委員（住吉）今の答弁聞いて疑問に思ったんですが、あそこのランプは熊野から降りてくる人が使うためですよね。海田にあまり関係ないのにやっぱ負担金を払わにゃけんのですか。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）はい、利用者の割合からすれば、確かにそのようになろうかと思うんですけども、県条例で行政区域内の県道路事業については、負担金の支払いというのが義務付けられておりますので、それに基づいた負担金でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、164、165 ページです。全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら 166、167 ページ、全てです。宗像君。

○委員（宗像）1 番地形図修正業務、これ測量なしで単なる地形図修正をやられるということは、普通は多分測量しなきゃやらないと思うんですが、航空測量なしでこれやられる予定なんですか。

○委員長（崎本）はい、建設部次長。

○建設部次長（龍岩）はい、税務課が飛行機を飛ばしております。その情報をもらって作る計画としております。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）次に、都市計画審議会報酬、これ組まれてるが、なんか、都計審を開く予定で考えられてるんですか。

○委員長（崎本）はい、建設部次長。

○建設部次長（龍岩）はい、特に予定はございませんが、毎年計上しております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）168、169 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、次行きます。170、171 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、次行きます。172、173。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、174、175 の上段の、国土調査費を除く全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）176、177 ページ、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）178、179、全てです。はい、宗像君。

○委員（宗像）最後の急傾斜地、これ県事業費の多分負担金だと思いますけども、これ何箇所ぐらいを予定して、この負担金組まれたんですか。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）対策事業負担金につきましては、今は現在実施中の成本自衛隊官舎裏と、国信の2か所でございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、続きまして、20、231 ページ、災害復旧費全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）232、233 ページ全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）その他、建設関係で質疑漏れ等があれば発言を許します。はい、佐中君。

○委員（佐中）歳入の財産売払の問題で、今、畝保育所の跡とか、西浜の跡とかある訳ですが、そのほかにも窪町の区画整理事業の一部あると思うんですけども、これらの普通財産になっておって、これらの活用目標、あるいは必要な経費がある訳で、有効な活用という面では、どういうふうにされるのか。今ある塩漬けになっておるといえるのか、遊んぶる土地ですね。これを、どういうふうに考えておられるのか、お尋ねします。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）まず、地区計画区域内にある町有地については、私の方から御説明をさせていただきます。区画整理事業を一部縮小して地区計画を定めておりますけれども、地区計画区域内にあるものについては、公園であるとか道路用地として行政目的を持っておりますので、行政財産として管理をさせていただいたものでございます。

○委員長（崎本）はい、財政課長。

○財政課長（吉本）続きまして、普通財産につきましては、まずは公共利用としての活用が図れるかどうか検討の上、公共利用、活用がない場合は、土地の有効活用の観点から、売却も含めて検討をしていきたいと考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかに。兼山君。

○委員（兼山）財源内訳のことでちょっと聞きたいんですが、230 と 231、次のページもなんですけど、農業施設、災害復旧費の方の財源内訳を見たら、国庫支出金 120 で、地方債が 700 で、分担金 60 に対して、一般財源 360 万 6,000 っていう、こういう割合なんですけど、次のページ 232、233 の道路橋りょう災害復旧費を見ましたら、こういう額になってまして結局、この道路とか橋とかと比べて農業の施設の災害復旧費の方は、割合が特定財源と一般財源がこうちょっとこう、わりかし近いといえるのか、割合が、3 対 2 とか、に対して、道路の方は額がかなり一般財源が少ないんですけど、これ、農業の方を手厚く、こう、町の方は、フォローしてるっていうふうな見方でよろしいんでしょうかね。この財源内訳の見方として。どうでしょうか。

○委員長（崎本）はい、建設部次長。

○建設部次長（龍岩）はい、まず農業施設災害復旧費というところの国庫支出金 120 万円というのは、説明にあります、2 番、農地等災害復旧事業ですね、これの補助でございます。この事業に関する補助でございます。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）はい。1 番の農業施設災害復旧事業でございますが、こちらについては、里道とか農水路の災害復旧でございます。小規模災害ということで、こちらについては災害復旧事業の国庫補助の対象外になる小規模施設ということで、国庫支出金が充てられないというものでございます。

○委員長（崎本）はい、兼山君。

○委員（兼山）要するに町は、少し、農業の方には、少し手厚くしてるということで、大体分かりました。もう一個、169 ページの、駅の南口の土地区画整理事業の保障補填及び賠償金ってあるんですけど、これは、賠償金って書いている以上、何か賠償金が発生するようなことになってることでしょうかね。土地区画整理事業というのは、道路とか河川とか公共施設に対する整備等道路整備に加えて宅地の増進が目的なんだけど、それが達成できなかったから賠償金が発生してるのかどうか、そこについて。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）歳入で清算金というのがあったんですけども、それは従前従後で土地の評価価格に差が生じるものを是正する制度なんですけれども、従前から従後の方が土地の総評価価格が高いと、その方から清算金ということでお金をいただきます。逆に、従前よりも従後の方が、ちょっとお金が、総評価が下がる方については、今度、交付という行為になります。したがって交付するための歳出予算として、この補償補填の予算を組ませていただいております。なので清算金をいただいて、それを出すという形で、町の出入りはないんですけども、予算上このような形を組まさせていただきます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。多田君。

○委員（多田）災害復旧に関してですね、よく住民の方から言われるのは、その地域、地域地域があるんですけど、その地域の復旧の予定というか、今こうなってますよとか、こういうことを検討しますのを知らせてほしいっていう要望があるんですけど、これについて、何か考えておられるのかどうか。

○委員長（崎本）はい、建設課長。

○建設課長（木村）次回の広報で、災害復旧工事の発注の見通しというのを住民の皆様にお知らせするように進めておるところでございますが、工事の具体的な実施については、定例会でも答弁させていただいたんですけど、施工業者が決まって具体的な工事スケジュールが分かった段階でですね、周知の方を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（崎本）はい、多田君。

○委員（多田）是非お願いしたいんですが、工事が、例えば、いつからいつっていうんじゃないくて、こういう予定ですよとか、県がやられる工事にしてもそうなんだけど、県がこういうふうにやられる予定ですよというのが分かれば、その地域の人、いろいろ心配されてるんで、知らせてほしいなということがあるんですが、それについてどうでしょうか。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）まず、広報でのお知らせについては、県事業も含めて町全体の災害復旧事業が分かるように、ちょっと工夫をさせていただいておりますので、今後も、県と連携を取りまして住民の皆様にごできるだけ、情報の方は出していただけるように努力してまいりたいと考えております。

○委員長（崎本）はい、大江君。

○委員（大江）173 ページの、公園用地借上料ですけども、今だんだん相続税対策で公園を返却してくれていうところ多くなっていますが、あと、これは、どこどこが残ってるのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、答弁は。はい、建設部次長。

○建設部次長（龍岩）今ここに予算化しております公園用地借上料は、三迫第2公園の借地料でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。ほかにありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。入替えのため暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前11時42分 休憩

午後 0時59分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）定刻よりちょっと早いようですが、委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。教育委員会関係の審査を行います。ここで執行部の方をお願いいたします。質疑は原則一問一答でございますが、答弁は、質疑の趣旨に沿って簡潔に要領良く、的確に行い、メモを取るなどして答弁漏れがないようお願いいたします。



それでは、第 13 号議案、平成 31 年度海田町一般会計予算を議題といたします。まず、各部署の主な新規拡充事業について、執行部より説明を求めます。はい。学校教育課長。座ってやってください。

○学校教育課長（小林）失礼します。では、資料 27、主な新規拡充事業等の 32 ページをお願いします。小中学校 I C T 活用事業についてでございます。1 の目的でございますが、新しい学習指導要領のもとでの、教育活動に対応できるよう、学習環境を整備し学力の向上を図ることでございます。2 の内容でございますが、資料には、まず最終整備目標を記しております。児童生徒用タブレットの新規整備、教師用タブレットの追加整備、各小中学校への無線 L A N 環境教室の整備を、記載のとおり考えております。平成 31 年度は、平成 30 年度の海田西中学校に引き続き、海田中学校に生徒用タブレット 40 台の整備、そして、無線 L A N 環境の教室の整備を行い、平成 32 年度小学校、そして 33 年度中学校の新学習指導要領の実施に向けての I C T 機器を効果的に活用した教育活動の研究に取り組んでまいります。平成 30 年度から研究している海田西中学校と今回の海田中学校の研究の成果を、小学校にも普及し、町全体の I C T 教育の充実を図っていきたいと思っております。予算額は、記載のとおり 443 万 7,000 円を計上しております。学校教育課は以上でございます。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）はい、続きまして、生涯学習課分について御説明いたします。資料の 33 ページの方をお願いいたします。初めに、1、概要でございます。築 40 年を超えて老朽化が著しい海田公民館の建替を行うとともに、

○委員長（崎本）座ってやってください。

○生涯学習課長（森原）はい、失礼します。はじめから説明させていただきます。初めに 1、概要でございます。築 40 年を超えて老朽化が著しい海田公民館の建替工事を行うとともに、平成 32 年 4 月の開館に向けて、開館式典を開催するものでございます。2、スケジュールにつきましては、公民館建設工事は昨年 6 月から工事に着手しており、平成 32 年 1 月の完了予定となっております。これに伴う設置管理条例の議会への提出は、平成 31 年 9 月議会を予定しており、開館記念式典を 3 月下旬に予定しております。3、開館記念式典は、テープカット、記念講演会、仮称海田公民館、仮称織田幹雄記念館及び旧千葉家住角屋の内覧会を予定しております。来賓といたしましては、町議会関係者、教育関係者、社会教育関係者、自治会関係者、近隣市町関係者、織田幹雄さんの御子息

など、最大 200 名を想定しております。記念品といたしましては、記念タオルを考えております。また、仮称海田公民館、仮称織田幹雄記念館、旧千葉家住宅の 3 施設で、デザインを統一したパンフレットを作成し、3 施設で連携した広報、一体的な管理を行ってまいります。4、予算額は記載のとおり 6 億 1,665 万 1,000 円を計上しております。5 の財源につきましては、記載にありますとおり公民館整備事業債 4 億 7,330 万円を計上しております。続きまして、34 ページの方をお願いいたします。織田幹雄顕彰事業についてでございます。初めに、1、概要でございます。日本人初の金メダリスト織田幹雄さんの偉業及び魅力を町内外に発信するとともに、織田幹雄さんの志を継ぎ、次世代のアスリートの育成や町民が気軽に取り組むことのできるスポーツ環境の充実に取り組むものでございます。2、スケジュールにつきましては、展示工事は、この度の議会の議決のあった日の翌日から平成 32 年 2 月 28 日まででございます。展示工事と並行し、運営体制、教育普及事業の検討、資料調査、資料移動など、開館準備を進めてまいります。3 の記念会館 P R といたしましては、仮称織田幹雄記念館パンフレットの作成、仮称海田公民館及び旧千葉家住宅とデザインを統一し、3 館で連携した広報、一体的な運営を行ってまいります。また、記念館 P R ポスター、チラシを作成し、記念館の開館を P R し、来館を促進してまいります。4 の顕彰看板作成としましては、J R 海田市駅周辺に仮称織田幹雄記念館を周知する看板等を作成し、記念館への誘導、織田幹雄さんの顕彰を行ってまいります。4、予算額は、記載のとおり 5,172 万 8,000 円を計上しております。この財源につきましては、記載にありますとおり織田幹雄顕彰事業債 3,810 万円を計上しております。以上で生涯学習課の説明を終わらせていただきます。

○委員長（崎本）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。はい、多田君。

○委員（多田）I C T 活用事業ですが、海田中学校の方に来年度 40 台 1 クラス分を配置されると、大変これありがたいと思うんですけど、確か、昨年度西中に 20 台じゃったと思うんですけど、海田中学校が 1 クラス、海田西中学校については、20 台では、ちょっと 1 クラス分にならんのですが、それについて、来年度予算が上がってないんですけど、これは、15 台ぐらいかな、ぐらいはどうされるおつもりなんですか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）昨年度に西中学校 20 台上げさせていただきました。2 人に 1 台を使用を前提としておりました。今回、海田中学校にも 20 台となると、全校生徒数が倍以

上ありますので、40 台を整備し、2 人で 1 台を活用する授業が同時に 2 展開を行えるようにというような考えで 40 台とした次第でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかに、住吉君。

○委員（住吉）公民館整備事業、33 ページの方ですが、この記念講演会って誰を呼ぶ予定なんですか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）はい、講演会につきましては、陸上関係者の方を考えております。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）来賓招待者案の 3 番、またここに自治体関係者が出ておりますが、これ、誰を呼ぶん。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）自治会長さんの方に来ていただくように考えております。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）60 周年記念の式典の方よね、あんどきも自治会長に動員をかけて、式典はみんなおったけど、その次に、織田幹雄さんの御子息 2 人の記念講演やったんですよ。その合間に皆帰ったんよ。しゃあないけ、職員をサクラに座らせたいうことがあるんよ。本当は呼ばれるのはいやなんよ、本音じゃ。ていの良い、行政のにぎやかしのために自治会長がおるんじゃないんよ。さっきの陸上関係者を呼ぶいうんじゃないら、子どもら、どうですか、部活やとる子でもええし、全小中学生に限らず高校生、大学生でもいいし、なんで、安易に自治会長を呼ぶんですか。自治会長は、行政のためのにぎやかしの存在じゃないんですよ。あくまでも、地域コミュニティの長であって、行政のサクラ要員じゃないんです。何でこれ、自治会関係者を招待するんですか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）はい、こちらの思いとしましては、にぎやかしというものではなくて、新しい建物を建ててまいりますので、その意図を知っていただく、そういう意味で、自治会長さんに是非御来館いただきたいと考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。富永君。

○委員（富永）織田幹雄顕彰事業なんですけれども、看板は、南口、北口に 1 基ずつでよろしいんでしょうか。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）はい、看板につきましては、駅周辺については、おっしゃる通り、南口と北口、それと、あと、織田さんの生家のところ、生まれられたところに建てるのと、あと公民館の裏が、昔、織田さんが水路を飛び越えられていたということがありますので、それを顕彰する看板を立てる予定としております。

○委員長（崎本）はい、富永君。

○委員（富永）もちろん海田に来られた方が、それを見て、こういうものがあるというのは分かるんですけども、ＪＲの駅構内とか、そういったところにも織田さんっていうものが見えるような働き掛けというのはされないんでしょうか。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）はい、来られた方につきましては、南口に建てる看板、こちらが15.21の長さ、距離を感じられる大きな看板を立てる予定としております。ですから、ロータリーの方からも見ていただけますし、駅で下りられた方、駅の中から見られる方、こちらの方にもＰＲしていくような、大きな看板を立てる予定としております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。宗像君。

○委員（宗像）公民館整備事業、織田、両方事業のことなんですが、これ、今年度、繰越でやられた事業ですよ、契約をして。新たにこういう事業、新年度の新たな事業になるんでしょうか。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）公民館整備事業につきましては、30年と31年、割合配分をして40パーセント60パーセントで行う部分、それと、開館記念式典等々の、あとはランニングコスト、こちらの分を31年分として計上させていただいているところでございます。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）予算自体は、じゃ、2年に分けての予算を組んだいうふうに考えて、一つの契約で2年に分けた予算にされたっていうふうに理解してよろしいですね。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）工事の部分については、2か年ということで計上させていただいております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。はい、岡田君。

○委員（岡田）同じく開館記念事業なんですけど、織田さんは、確か、東京の方でも何か、

いろんな役員とかなんかされていたと思うんですけど、その関係者、そういうふうな方は呼ばれるんでしょうかね。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）ただいま考えておりますのは、県外でありましたら、織田さんの御子息ということで考えておりまして、渋谷区等々というのは、ちょっと今のところは考えておりません。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。岡田君。

○委員（岡田）費用もちょっと掛かるんかもしれないけど、やはり、向こうの方の関係者というんかは、誰か1人かそこらぐらいは、呼ばれた方が、織田先生のね、いいんじゃないかと思うんですけども。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）すいません、繰返しになりますが、今のところは、織田幹雄さんの御子息と、県内の関連の方を呼ぶように考えております。

○委員長（崎本）ほかにも、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

それでは、予算書の審査に移ります。まず、歳入から入ります。資料の19の8, 9ページをお開きください。中段にあります4目、教育費負担金でございます。多田君。

○委員（多田）広島市から来られる中学生の負担金が、ちょっと今年、かなり減額になってますけど、人数がそれだけ減ったんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）31年度は47名を見込んでおります。今年度が56名でしたので、9名の減となっております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、12、13ページの上段の6目、教育施設使用料です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）20、21ページに進み、ます。上段にあります7目、教育費国庫補助金のうちの細節3番、私立幼稚園就園奨励費補助金、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、26、27 ページの、教育費、5 目の教育費補助金です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、28、29 ページの上段にあります 5 目、教育費委託金であります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）30、31 ページに進みます。中段の 1 目、弁償金と 2 目の、雑入の、細節の 4 番、7 番、9 番、10 番、18 番です。はい、宗像君。

○委員（宗像）珍しく弁償金というのが予算に上がってますが、これ存目じゃないと思いますんで、どういうことなんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）こちらにつきましては、図書、図書の本で、基本は、物を汚損とかした場合は、新しいものに変えていただくんですが、そういう同等のものがない場合は、弁償で、戻してもらうので、こちらの方を、上げさせていただいております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、34、35 ページに進みます。中段の 4 目、教育債です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）以上で歳入を終わります。

続いて歳出を行います。188、189 ページをお開きください。はい。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）190、191 ページ全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）192、193 の、下段の 3 目、私立学校振興費を除きます。住吉君。

○委員（住吉）こども議会運営事業、今年は各校開催になりましたが、これ、保護者と小学生の子どもから言われたんですが、小学生にとっては、答弁が分かりにくいという御意見、保護者と子ども双方からいただきましたが、31 年度においては、その辺、何か考えていただけるんでしょうか。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）以前も、答弁が大人向けで難しいという御指摘を受けましたので、今年度、平易にした思いはありましたが、まだそれが十分に伝わってないということ声

もあるということですので、また学校とも話をし、できるだけ小学生にも分かる平易な言葉で答弁するように心掛けていきたいと思います。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）こども議会なんですけど、これから今細かい話になりますが、西小の子が点字ブロックの話をしましたね、一般質問で。要は西の子どもらがみんなで西小校区内を回った上で点字ブロック整備の話をしたにもかかわらず、答弁のしょっぱなが、海田駅周辺に点字ブロック敷きますいうたもんじゃけえ、子どもにしてみたら何の話しやいうことになったそうなんです。要は、小学生の考えてる地域というのは狭いですから、やはり答弁もそれに合わせてしてやるというふうな改善はできないんですか、31年度は。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）本来なら、その不明な箇所等につきましては、学校に尋ね、直接子ども議員の方に確認をしてから答弁を作るところでございましたが、それが十分でなかったという御指摘ですので、次年度以降は、子どもたちの思いに沿った答弁ができるよう、不明な点は学校に確認しながら答弁を作っていきたいと思っております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、住吉君。

○委員（住吉）その下の幼保小連携教育推進事業、こちら予算の概要の方の14ページにあれこれ書かれておりますが、その中身は具体的にどんなもんなんでしょう。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今年度から県の新規事業でございまして、幼稚園、保育園からの小学校の接続を円滑に行うための事業でございまして。内容としましては、小学校の教員が保育の参観、逆に保育園幼稚園の先生が小学校の教育の参観又は合同研修会、合同の先進地視察等を行い、幼保小連携、小学校入学までをスムーズに行うためのものがございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら194ページ、195ページ、はい、住吉君。

○委員（住吉）ここに当てはまるんかどうか、まず聞こう。小学校の図書室の本の購入代や修繕代はこの中にあるんでしょうか。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）教育振興の中に入っております。小学校の教育振興費の中に入っ

てますので、このページでございます。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）その各4校の割り振りが、児童数に応じて金額按分していると聞きましたが、それで間違いないですか。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、そのとおりでございます。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）その結果、西小に割り当てられる予算が少なくて修繕できん。保護者の方々がボランティアで読み聞かせしよるんですけども、もう司書さんが手作業でセロテープを張ったり、あれこれしよる。本がもうぼろぼろになっとるらしいんですよ。まあ、確かに予算配分は人数で按分するのが普通なんでしょうが、その辺、ある程度考慮していただけんことには、西小の本が修繕できないんです。購入も。その辺は、教育委員会、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）学校の図書室、そして、校長教頭に、また、現状の御意見を伺い、可能な限り、西小の方にも、他の学校と比べて見劣りしないものにしていきたいと思いますが、何分、やっぱり、児童数での差が多少つくものと思われま。それは御理解いただけたらと思います。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。はい、兼山君。

○委員（兼山）13になってる学校警備の委託なんですけど、31年度も、やっぱり夏休みにおける一斉閉庁はされるお考えですか。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はいそのとおりでございます。

○委員長（崎本）兼山君。

○委員（兼山）そうしましたら、今の条例なり規則なり、そういったところの整備は進んでるんですかね、というのが、休日は学校警備を第三者に託すことができると書いてあるんですけど、平日、になるんじゃないですかね、これについて、去年もちょっと言ったんですが、今年のそういう法整備については進んでるのかどうか。これでいいのかどうか。教育委員会の考えを答えていただけますか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。



○学校教育課長（小林） すいません。昨年度指摘をいただいてたんですが、まだ結論を出してない状況でございます。申し訳ございません。

○委員長（崎本） はい、ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 196、197。はい。佐中君。

○委員（佐中） ちょっと考え方の相違というか、ガラスの問題の取替ですけれども、スリガラスがいいのか、透明度ガラスがいいのか、意見が分かれるところだと思うんですが、私としたら、何か気分が散漫をして、集中的できないような気がするんですが、その辺の考えはどうなんですか、お尋ねします。

○委員長（崎本） 教育長。

○教育長（佐々木） そういう考えも重々承知してるんですけど、外を眺めたときにキラキラしたり目立つようなものがあればそっちに注意が散漫してですね、逆に逆効果になると思うんですけど、学校の教室、廊下ですね、そういうものはございせんので、逆に、外から見えても、目的は、先般お話ししたとおりです。ですから、キラキラ物があつたりして散漫するようなことがあれば逆効果です。そうでない限りは、透明の方が、視認性がきちっと保てていいと思います。以上です。

○委員長（崎本） はい、ほかに、はい、佐中君。

○委員（佐中） こういう例は、まあ、全校あるいは県内のそういう、メリットデメリット、これらの調査の結果の上でこういう予算を出されたのか。

○委員長（崎本） 教育長。

○教育長（佐々木） 数値的に統計的なものを取ってませんけども、最近の新設校はほとんどですね、透明ガラスで建設がなされているものが多いです。以上です。

○委員長（崎本） はい、ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 198、199。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 200、201 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 202、203 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら 204、205 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら 206、207 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら 208、209 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら 210、211 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（佐々木）はい。なかったら 212、213 ページ。ありませんか。はい、小田君。

○委員（小田）213 ページ、4 番の成人祭事業、成人祭記念品でございますが、31 年度も  
ひまわり煎餅をお考えでしょうか。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○学校教育課長（小林）今のところ、そのとおりでございます。

○委員長（崎本）小田君。

○委員（小田）敬老祝品も見直しをされましたので、教育課の方でも、二十歳の成人の方  
がいただける祝品ですので、ひまわり煎餅を見直すお考えはないでしょうか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）こちら予算計上したときには、シルバーの方で作られているもの  
ですので、そちらの方の活用という意味も込めまして、こちらのように計上している  
ところでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか、はい、小田君。

○委員（小田）海田町の特産品フロランタンに変える訳にはいかないんですか。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）その辺も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら 216、217。

（「214、215」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はあ。214、215、やったよ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）216、217。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）218、219。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）220、221。はい。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）222、223、はい、富永君。

○委員（富永）一番下の、むかしの暮らし展事業ですけれども、これの実施計画13ページに載っているところに、平成32年からかな、検討中とあるんですけれども、これ、どのように検討されるのでしょうか。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）こちらにつきましては、今現在ふるさと館で行ってるんですが、32年までに、千葉家の角屋の方を改修しますので、そちらの方に移して行っていくということで、検討中という表記にさせていただいております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい。富永君。

○委員（富永）そちらを活用することで、今度、ふるさと館の方の今後の運営についても同時進行で検討していかなければいけないと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）移行に伴いまして、社会教育施設全体のあり方というものを、現在、社会教育施設の方に諮問して答申をいただいているところでございます。それを踏まえまして、方針の方を考えていきたいと考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、224、225。はい、富永君。

○委員（富永）旧千葉家管理運営事業ですけれども、こちら、実施設計の13ページには32年度以降検討中とあるんですけれども、これ、32年から公民館会館に合わせても、今のうちから検討しなければならない事項だと思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）旧千葉家住宅につきましては、公民館と記念館と旧千葉家住宅、一体的に管理運営をしていきたいと考えております。これに伴いまして、旧千葉家住宅の公開日、こちらの方も検討してまいりたいと考えておりますので、現在検討中ということとさせていただきますとでございます。

○委員長（崎本）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、226、227。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、続きまして、228、229 ページ。はい、住吉君。

○委員（住吉）学校施設開放事業、もう長いこと出してる、これ、なぜにここまでお金が掛るんでしょうか。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）一番多いのは光熱費だと思うんですが、こちらにつきましては、夜間で貸し出しするときのナイター使用料で、電気代が高くついていますので、こういう高額になっております。

○委員長（崎本）はい、兼山君。

○委員（兼山）織田陸上の補助金なんですけど、50 万という予算になってますが、海田町は織田幹雄さんを顕彰してるんで、50 万数字の妥当なところの数字っていうところで、こういう数字でよろしいんでしょうかね。ほかの市町と、多分、比較しての、かなというふうに 50 万の妥当の部分の説明をいただけますでしょうか。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）こちらにつきましては、4 月に行われます織田国際陸上、こちらの方に織田スポーツ教室の子どもたちが参加させていただいております。こういうところが大きなメリットということで、50 万の支出をさせていただいてるところでございます。

○委員長（崎本）はい、兼山君。

○委員（兼山）50 万っていうのは、もっと言うと、私から言うと、152 万 1,000 円でもええのかなと思ってるんですよ。だからその 50 万が妥当っていうところの、比較っていうのかな、そういった部分が 50 万、なんで 50 万のかということを聞かせていただけますか。広島市とか、ほかの補助金、そこら辺は、大体、大まかなところでいいんですけど、大体、おいくらぐらいかって言ったら分かりますかね。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）ほかの市町は、こういった補助金はしておりません。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）兼山委員の続きです。委員がここ金額、なんで 50 万なのかって聞かれて、答えられんいう話はないでしょう。何も審査できんじゃ、そしたら。もっぺん聞くよ。なんで 50 万なんですか。

○委員長（崎本）教育次長。

○教育次長（伊藤）この 50 万円は、例えば、織田記念陸上に参加する児童数掛けるいくらかとかという具体の数字での積算ではございません。したがいまして、先ほど、課長の方からありましたように、本町で特別に 50 万支出させていただいておるということでごさいます、いわゆる数字上の根拠というものはございません。

○委員長（崎本）はい、ほかに。富永君。

○委員（富永）2 個前の、住吉委員の学校施設の光熱水費ですけれども、うちの自治会がグラウンドゴルフに使うのに、例えば海田中学校のテニスコート前は借りていて、そちらだと狭いし、光熱費も安かったんですけれども、なぜか去年から、そこは貸し出さないとと言われて、おっきいグラウンドを使ってくださいと言われて、そんなにメンバーもない広い所も要らないし、光熱費もすごく掛かるから、もうそんなところよりはテニスコートがいいですって言ったんですけれども、わざわざうちの会長が。なんですけども、教育委員会側の方で、いやもうそれでもいいからただなんで使ってくださいというふうに言われたんですけれども、これ、もう少し光熱費は、いろいろ考慮できる部分があると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）グラウンドゴルフでの使用では、テニスコートの貸し出しはしてないところなんです。

○委員長（崎本）富永君。

○委員（富永）29 年度までは、ずっと毎年、町自治会は使ってありました。海田中学校のテニスコートの話です。

○委員長（崎本）31 年度の予算やっておりますのでね。

○委員（富永）だから、30 年度は、それで大きいグラウンドを使ってくださいと言われて、すごく小人数なのに、大きいグラウンドを使って、夜使うので照明をすごく使うんです

ね。あれが、多分1回すごい掛るんで、そんなもったいないからいいですっていうふうに、自治会長さんは言ったんですけど、大きい方は、そちらはただなのでみたいなことを言われて、是非使ってくださいとおっしゃられたんですけども、これ、従来どおりテニスコートにすれば、そんなに光熱費も掛らないと思うんで、その辺の検討されたいかがでしょうか。

○委員長（崎本）はい、教育長。

○教育長（佐々木）個別具体の話で、何らかの理由があって、テニスコートから大きなグラウンドの方へというようなことだったのかもしれませんが、今の部分、もう一回詳細を調べてですね、テニスコートでそれが十分グランドゴルフの趣旨に沿うのであれば、そちらを使っていただけるし、それ何か理由があるのであればですね、やっぱりグラウンド使っていただくということで、検討させてください。以上です。

○委員長（崎本）はい、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、その他、教育関係で質疑漏れ等があれば発言を許します。  
前田君。

○委員（前田）先ほど、ちょっと出よったけどもね、千葉邸の云々ということで、あれのね、やっぱり文化財的なところ、これをね、しっかり線を引かにやいかんのじゃないか。ほんで改修してね、いつかも行って見て言うたけども、柱が黒いのに床板が白でね、何かちぐはぐな、引っ付けたようなことになっとる。ああいうとこのね、デザイン感覚というんか、色彩感覚いうんかね、もっと教育委員会、ここらもね、しっかり勉強する人がいるんじやろ。ただ床がびやんびやんするけえ、新しい板を張替えました。何かこれじゃあねえ、脳がないしね、二言目には文化財じゃどうじゃこうじゃあ言うて、やっぱり、この辺の文化財いうものと、それに合わせたような改修というかね、この度は排水かなんか出とったけども、また何かどこかで、休憩室みたいな広いとこ、直すとかいうて出とるがね、横の壁とねえ、なんか、取って引っ付けたような、アンバランス、昔の新築の家でもね、墨、木炭、これを焚いてね、菜種の油で仕上げをしたりして、そういう、知恵を出した人が、今でも、行ってみなさいよ、床板の白いあれと、天井と柱の方の黒いのでね、ちぐはぐ以外の何物でもない思うが、本当に文化財なら、やっぱり、そういう古いなら古いなりの感じを出す。

○委員長（崎本）趣旨をはっきり簡素にお願いします。

○委員（前田）そういうね、配慮が要るんじゃないかいうて。聞いとる方はよう分かっとらんが、言うとる方はよう分かっとるがね、何の配慮もない訳よ。とんちんかんか、ちんどん屋か知らんが、その辺の考えはどうなんかいの。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）はい、今後の修繕につきましては、外観を考慮したものとしてまいります。言われているのは、多分、主屋の床面だと思いますが、こちらにつきましては、いろいろ考慮した中で、会議室で使ったりということで、中を明るく感じさせるようにということで、床材の方は考えて修繕の方をさしていただいております。

○委員長（崎本）今後そういうことを考慮して、配慮してやってもらえるかということを知りたい訳じゃけえ、そこをはっきりとしてください。生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）はい、そちらの方は配慮してまいります。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。兼山君。

○委員（兼山）1点、225 ページで、予算の概要をちょっと調べ切れてなくて、もし漏れとったら申し訳ないんですが、織田幹雄記念費で、節で需用費になってて、細節で施設修繕料 10 万になってるんですけど、これはどういう 10 万ですか。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）こちらについては、新しい建物なんですけど、万が一に備えて、修繕料の方を計上させていただいております。

○委員長（崎本）はい、そのほかにございませんか。住吉君。

○委員（住吉）やっぱさっきの説明納得いかん。50 万。生徒人数掛ける何ぼじゃないのは分かりましたが、なぜ 100 万じゃなくて 50 万なのか、10 万じゃなくて 50 万なのかっていう疑問が出てきますよね。そこを聞きたいんですよ。なぜ 50 万なのか。

○委員（崎本）それを、その 50 万を、どこへ払うか。そのはい、教育長。

○教育長（佐々木）50 万円を織田記念陸上に、これまでずっとやっている訳ですけど、はじめたときの経緯をですね、もう 1 回探ってですね、それが妥当なものかどうか検討してまいります。はい、それで、御理解ください。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で、教育委員会関係の審査を終わります。はい、教育次長。

○教育次長（伊藤）先ほどのですね、記念式典のときの招待者の件につきましては、本日の委員の御意見も踏まえましてですね、改めて検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（崎本）以上で、教育関係の審査を終わります。ここで執行部の入替えがございますので、暫時休憩をいたします。入替え次第、すぐにやります。

~~~~~○~~~~~

午後 1 時 4 1 分 休憩

午後 1 時 4 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。特別会計予算の審査を行います。

初めに、第 12 号議案、海田町国民健康保険税の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑があれば許します。はい、佐中君。

○委員（佐中）数点にわたって、ちょっとお尋ねをいたしますが、激変緩和の下で、3 年、6 年、この間に、ずっとこの大幅に上がっていくという国保税のこの条例案が今出されておる訳ですが、まず第 1 にですね、国保の最大の問題は、厚生省も認めておるように、所得水準が低いのに、保険料負担が重いこと。しかし、県単位ごとで、全く解決しようとしなくて、そのまま保険料を更に上げていく、こういう仕組みなんです、その仕組みが、去年からまたされて、今日まで来ておる訳ですが、私は、やはり、地方自治の本旨に沿って、これが、まずね、値下げをする。そのためには、公費がどうしても必要なんです。それを出さずに引上げをずっと出してくるのは、なぜなのか。町長にお尋ねします。

○委員長（崎本）はい、副町長。

○副町長（胡家）今回御提案しております国保税の改正でございますけれども、これは目的としましては、国民健康保険の制度の県単位化の改革という県単位化ということでございます。この趣旨は、県内どこでも同じ所得水準の方には同じ負担をしていただくと被保険者間の負担の公平を図ることによって持続可能な医療保険制度とすることを目的とする。そういう、趣旨の下に、提案をさせていただいておるものでございます。したがって、これまでも説明しておりますように、それに伴いまして、公費の追加、国費の追加投入等々もございますけれども、そういった趣旨のものでございますので、



その点をよく御理解をいただきたいという、

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）あまり詳しくは言いませんが、中身は、それなりに、勉強もしながら知識も得ておる訳です。最終的にはですね、激変緩和の下で、6年後には、同じ地域で同じ水準で、同じ治療が受けられるということで、当初は各市町でそれぞれ違うんじゃないけども、言い方を変えれば、ゴールに向けてエスカレーターに早く乗るか、遅く乗るか、どちらにしても乗って、6年後には同じようになると、多少前後あったとしても、保険税の引上げが、スタートになって、それで、批判をかわすために、激変緩和というね、そういう措置を取っておる訳です。このことによって、非常に、低所得者であるとか、あるいは非正規社員であるとか、あるいは派遣社員であるとかいうところに、ものすごいこの負担が掛ってくる。そうすれば、医療全体の社会保障というものがずれて、基盤、これは、去年からずっとこのことを主張しておるんですけれども、町は、これに対して、打つ手、これは何か。私から言えば、公費をつぎ込むことしかない訳ですね。それはなぜかという、何回も言ってますように、雇用主がほかにはのところは払うんですが、国保については、もう、均等割、平等割、資産割、この所得割、一般の会社は、所得割で人数制限もなければ、そういう世帯もないと。どういうん、収入というか、所得によってそれが決まってるんですが、そういう方向を、なぜ取るような方向に進んでいかなのか。今まで出された議案の中で、みんなが審議してこの方針を決めたからこれに従うといえればそれまでですけれども、しかし、私としては、もう、町が最大限、町民のそういう弱い人の負担を少なくするための方法、これは、考えるべきだと思うんですけれども、どうなのか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、副町長。

○副町長（胡家）町の一般会計から税金を投入すべきではないかという御質問の趣旨だというふうに理解をさしていただきまして答弁いたしますけれども、そもそもですね、この制度改革自体が、非常にその保険者の規模として、小さな町、海田町よりもまだ小さいな町とか村もございますし、そういった脆弱な財政体制の中でですね、一般財源を投入しての存続というのは、持続性がないということで、保険単位を大きくしようということで、その代わりに国費も追加投入していただいて、構造的な問題を解消していこうという趣旨でございますので、そういった改革の途中においてですね、また元に戻るように、一般財源、一般会計からの法定外の繰入ですね、法定外の繰入をするということ

については、これは改革の方向から言ったら、なじまないんじゃないかというふうに思います。で、ただ、負担軽減という面におきましては、構造的にですね、例えば、医療費が、今後まだまだ増えていくと言ったようなことでの保険税の値上げとかといったようなことについては、やっぱり限度がございますので、そこについては、国の方にですね、公費についてはですね、拡充、これは地方からもですね、要望を出しているところでございます。また、低所得の方に対する減免等の制度ですね、こういったものの拡充というのも要望しているところでございます。そういったことでですね、町といたしましては、そういった、非常に構造的に解消できない部分については、国の方にですね制度改革をお願いを、制度の拡充をお願いして対応していく努力はしているところでございます。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）詳しくは言いません、もう中身は分かってますし、条例でちゃんと資料の18にはちゃんとこう書いてある、本文、本条例にも書いてありますから、だけれども、地方6団体というよりも3団体ですね、知事会等があるとか市長会であるとか町村会長会、これらは、全てそのことを要求をしておるんですが、それに逆行したやり方で提案をされておるんです。町長どう思われますか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、副町長。

○副町長（胡家）逆行してるという部分は、具体的にはどう、どの部分を指してのお話でしょうか。というのをお尋ねしてもよろしゅうございますか、委員長。すいません、あの先ほどから、一応、今の御質問を受けての答弁でございますけれども、今回は、あくまで県単位化、県統一の保険料に持っていこうということで、海田町の場合は、従前の保険料よりも上がるということで、これは、段階的に激変緩和をしながら、県全体と同じ水準に持っていこうということでございます。必ず上がるということではなくて、海田町は、たまたま今までの保険料の設定と比較するとですね、高くなるということで、実際に下がる場所もある訳でございます。だから、まずは一旦は、県全体を同じ水準にしようというのが、この制度改革の趣旨でございますので、そういうふうに御理解いただければと思います。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）私が言うのは、この制度ができる前からの話のことだったんですね。ですから、今言った、三つの団体、団体は、国のそういう国保に対する補助金をですね、大

幅に出して、保険料、保険税や料を下げるということが決められておるんですよ。けども、実際やってるのは逆行しておる。このことを、私が、今、言った訳です。で、ここに出てきとる議案については、それ前後するかも分かりませんが、しかし、その面ですつといくと、この狙いは何か言うと、保険税を上げること、公費を少なくすることが、今回の県統一、都道府県統一になっておるんですね。考えは方の相違であるとか、あるいは意見が分かれると言われますが、結果的には、毎年上がつとる。私、去年と今年を比べてみると、6万5,200円かな、も引き上げられとるんですよ。その前も比べたら1万なんぼ上がっておるんですね。もう、下がる要因は全くなくて、上げることだけ。もちろん、生活に困難の人、生活保護とかいうのは支払ってないけれども、しかし、ちょっと所得があったり、あるいは資産の分は今後いろいろ考えてありますけれども、ものすごく負担が掛ってくる訳です。それを下げる方法、まさに国や県が指導した中身がここへごっそり出てきとるんですね。このことによってももの凄く生活が苦しくなってくるんですが、これを負担を軽減するためには公費しかかないんですね。だからそのことを言ってるんです。同じ答弁が返ってくると思いますが、努力、町の努力しかないと思うんです。その努力はどのようにするかと聞いているんです。

○委員長（崎本）副町長。

○副町長（胡家）少し細かい話になるんですが、海田町の場合には、課税方式がですね、今まで4方式だったのが3方式に県統一でやっていこうという、その影響の部分もございます。したがって、資産割ですね、いわゆる資産割があるかないかによって、個々に上がったり下がったりというような要素もございますので、一概にですね、皆さん、同じようにですね、上がるという訳ではないので、その点は御理解いただきたいということと、それから、やはり、委員の御指摘はよく分かるんですけども、ただ、これはやはり構造的な問題になってまいりますので、そこはしっかり、地方も、国の方へですね、そういった構造的な問題についての解決はですね、国の方に、しっかり解決を図るように要望していくということで、先ほど、地方6団体のうちの3団体というようなお話もございましたけど、やはり残りの議長会等も一緒に足並みを揃えてですね、国の方に、しっかり要望していくということが大事なんだろうというふうに思っております。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）わずかな例かもしれませんが、均等割、子どもの均等割を免除した

県が出始めたんですね。そうすると、本当に貧困者であるとか、あるいは、低所得者について、非常に助かるというね、多分2万何ぼかもしれませんが、そういう方法は全く考えてないのかどうか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、副町長。

○副町長（胡家）一時的にですね、一般財源を投入して軽減してもですね、そういう構造的な解決になりませんので、先ほどから申し上げてるような形でですね、解決を図っていかないといけないだろうというふうに思っております。

○委員長（崎本）はい、岡田君。

○委員（岡田）私たちが思うのは、国保と、後の協会けんぽ、組合健保ですよ。それに比べたら国保の方が1.3倍あるいは7倍高いと、それは、なんで高いんかいうたら、国保は、平等割とか均等割、ほかの制度にはないんだけど、それと、今の保険者いうんか、あれが、事業主がおらんというふうなことで高くなると。でも一番国保に入ってる人は所得の低い人で、なのに、保険料が一番高くなってくるというふうなんで、おかしいんじゃないかというふうなところから出て、今の、いわゆる県単位とか、いうふうな格好になるんだけど、今の2014年か、知事会で1兆円を投入してくれというふうなことになるって、そのときに国も投入しますというふうな話になっとったんだけど、それがなかなかできなくて、この度の3,400億円ですかね、それ代わってしまって、その代わりに、今まで市町村が投入しとった一般会計からの法定外繰入、それができなくなって、結局3,400円投入したんだけど、市町村がそこに投入しとった3,900億円ぐらいがなくなって、結局、つっぺになってしまって、保険料だけがどんどん上がっていくというふうな状況で、その中の条例の改正なんですよ。だから、私たち、それを認めとったら、ますますもって、医療に対してのこの介護保険そのものが崩れてくるというふうに思うんだけど、そのときに、だから町はどういうふうにしてこういうふうな人たちを守っていくのかというふうなところが、やっぱり1番問題になるんだけど、そのところはどうか町としてどういうふうにご考慮されるんですかというのを、何回も聞きよるんですけれども。

○委員長（崎本）はい、副町長。

○副町長（胡家）今御指摘の点については、今回の県単位化の話とは別の課題ということですね、あるんだろうと思いますけれども、いずれにしても、国が本来責任を持ってなすべきことをですね、地方が肩代わりしてしまえば、そこでもうそれでいいじゃない

かという話になってしまいますので、やはり、本来、国に求めるべきことは国に求めていくべきであろうというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

それでは、予算書の審査に移ります。資料 21 でございます。まず歳入から。4、5 ページをお開きください。続いて、第 15 号議案、平成 31 年度海田町国民健康保険特別会計の予算を議題といたします。まず、主な新規拡充事業について、執行部より説明を求めます。住民課長、座って説明をお願いします。

○住民課長（水川）では座って説明させていただきます。資料 27 の平成 31 年度予算の主な新規拡充事業等の 16 ページをお願いいたします。特定健診受診率向上対策について御説明いたします。1 の目的でございますが、海田町国民健康保険被保険者の生活習慣病予防に資するため、平成 31 年度から対象者の特性に応じた効果的な受診勧奨を行うことで、特定健康診査の受診率向上を図るものでございます。2 の海田町特定健康診査受診率の状況でございますが、表のとおり、横ばい傾向にあり、目標値を大きく下回っています。また、県の平均は上回っていますが、全国平均より低くなっております。3、内容でございますが、過去の検診受診データを分析し、勧奨対象者を 5 種類に分類した上で、それぞれの対象者が行動変容を起こしやすい通知を作成し、送付するものでございます。対象者の分類及び通知作成、発送業務について外部委託により実施いたします。通知後一定期間経過しても健診を受診されない方につきましては、再勧奨通知を 1 回送付いたします。1 の、対象者は、40 歳から 74 歳の海田町国民健康保険被保険者でございます。2 の、予算額は、334 万 2,000 円で。3、財源のとおり、広島県国民健康保険保険給付費等特別交付金により 10 割の補助を受けることができます。今までも受診勧奨として、はがきを、一律のものを送っておりましたが、今回新たな方法で受診勧奨を行うものでございます。以上で、特定健診受診率向上対策についての説明を終わります。

○委員長（崎本）はい、以上で説明を終わります。これより質疑を行ないます。質疑があれば許します。住吉君。

○委員（住吉）勧奨対象者を 5 種類に分類いうて、どういうふうに分けるんでしょうか。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）過去の受診履歴や年代、性別、健診結果、問診票等のデータを基に、

対象者の傾向を分析して、心理特性別に、複数のグループに分類するものでございます。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）過去に受診した人のはデータがあるけども、ほとんどが1度も受診したことはない人ですよ。これ、受診率、年々上がっとるように見えても、実際には対象者が減っとるけえ、パーセントが、上がっとるだけですよ。もう受診する人が固定化されとるんです。たまに、私みたいに、忘れたり行ったりがいますけども、そう考えたら、ほとんど、今回新たにやるケースでしたら、ほとんどの方には効果がない勧奨ということにはなりません、受診勧奨。

○委員長（崎本）はい、住民課長。

○住民課長（水川）その5種類のうち、1種類のグループにつきましては、今まで1度も勧奨がしたことがない方に向けての通知となります。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）ということは、受診率を上げようと思うたら、まず、そこをどうするかに力を入れたほうがよろしいように思いますが、それは、見とる限り、ないように思いますが、どうでしょうか。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）はい、それぞれ、タイプ別に応じてマーケティング手法を用いた通知内容となっております。

○委員長（崎本）はい、ほかに。はい、岡田君。

○委員（岡田）こうやって受診をしてもらうことによって、病気を予防、早期発見するんか、それで医療費を少なくするというふうなのが一番の目的なんだと思うんですけども、仮に、これが、例えば、目標どおり目標どおり60パーセントぐらいになったというふうな、例えば仮にそういうふうになった場合に、医療費そのものというのは、どれぐらいに、削減いうふうになるんですか。いうのは、何かそういう目安いうか、そういうようなことは、何か出されておるんですか。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）受診率が上がってその分医療費がどう下がったというデータは、ちょっと、ございません。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なしと認めます。質疑を終結いたします。それでは、質疑を終結いたします。

それでは予算書の審査に移ります。資料 21 でございます。まずは歳入から。4、5 ページをお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。6、7 ページをお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）8、9 ページをお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）10、11 ページをお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）それでは歳出に移ります。12、13 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。14、15 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）16、17 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）18、19 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）20、21 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）22、23 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）24、25 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）26、27 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）28、29 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）30、31 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）32、33 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）34、35 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）36、37 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）38、39 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）40、41 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）42、43。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）続きまして、第16号議案、平成31年度海田町介護保険特別会計予算を議題といたします。それでは、予算書の資料22をお願いいたします。保険事業勘定から、4、5ページをお開きください。歳入です。質疑があれば許します。はい、佐中君。

○委員（佐中）介護保険に関してですね、消費税が上がることに関連して、どっか影響しているところがあるのかどうか、お尋ねします。

○委員長（崎本）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）消費税が導入される31年10月から、介護保険料について非課税世帯の方については減額が、減額率が下がります。大きくなります。

○委員長（崎本）佐中君。

○委員（佐中）その減額というのは、この31年度だけなのか、それとも、さっき言ったようにエレベーターに乗って、最後は上に上がったら、もう高い水準でね、やる、その入り口で減額になっとなるのかどうか、ちょっとそこを私は聞きたいんですけど、どうですか。

○委員長（崎本）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）現在、県からの資料等では、31年度のための減額で、32年度については未定でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本） 6、7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本） 8、9。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本） はい、10、11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本） なかったら歳出に移ります。12、13。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本） 14、15。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本） 16、17。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本） 18、19。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本） 20、21。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本） 22、23。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本） 24、25 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本） 26、27 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本） 28、29 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本） 30、31 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本） 32、33 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本） 34、35 ページ。はい、住吉君。

○委員（住吉）こちら一番上に載っているホスピスボランティア養成事業委託料、これ、  
どういった内容でしょう。

○委員長（崎本）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）これは、安芸地区医師会の方に委託をしまして、がん等で終末期  
を迎える方、患者さんとその家族に、その人生の生活の質と改善を目的にする事業でご  
ざいまして、具体的には、がん患者の方のサロンを開いたり、訪問ボランティアのグル  
ープが訪問したり、安芸市民病院において、緩和ケア病棟のボランティア活動等を行っ  
ております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。富永君。

○委員（富永）認知症カフェ事業補助金ですけれども、これ何件、何団体を予想されての  
ことですか。

○委員長（崎本）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）現在、二つの団体の活動されておりますが、31 年中にももう二つ  
増やしたいという思いで、4 団体の予算を上げております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）36、37。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）38、39。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）40、41。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）42、43。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）44、45 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）46、47 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）48、49 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）50、51 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）続いて、介護サービス事業勘定に入ります。

歳入から。58、59 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）続いて、歳出に移ります。60、61 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）続きまして、第 17 号議案、平成 31 年度後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。資料 23 をお願いします。4、5 ページをお開きください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）6、7 ページをお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）8、9 ページをお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）10、11 ページをお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）12、13 ページをお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）14、15 ページをお開きください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、その他、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計予算全体で、質疑漏れ等があれば許します。はい、住吉君。

○委員（住吉）以前、介護施設で認可取消になったのがうちの近所でしたが、あれは、デイサービスが取消になったんですしたっけ。ショートステイでしたっけ。覚えてないですか、じゃあ、覚えてないならいいんですけども、またデイサービスを始めているんですよ。で、なぜか、うちに営業のパンフレット入れられるんですよ。裏でおかんの姿見とるけえなのかおやじがそういう状態じゃけえ知っとるのか、知りませんけども、あれ、私が議員じゃなかったら気持ち悪いですね、個人情報なんで。何で知っとるんや、

うちにこんな親がおるのを。1回目は名刺とパンフレット、2回目は名刺だけ入ったんですよ。極端な言い方すれば、姿を見とるから入れとるんならいいんですが、その辺の個人情報の保護というのは、一体どのようにされてますでしょうか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）施設で、新たに地域密着型のデイサービスを、今はじめられています。施設の方へ町から個人情報を渡すということはありませんで、基本的にサービスの中で、本人からっていう以外は、それで御近所の方へ新しくそういう事業ができたというところで、チラシを入れて回られたんだというふうに考えております。これについては、また確認はさせていただきたいと思っております。

○委員長（崎本）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、質疑を終結いたします。以上で、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の予算を終わります。はい、ここで執行部の入替えがありますので、暫時休憩をします。再開は2時30分。

~~~~~○~~~~~

午後2時20分 休憩

午後2時28分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）休憩前に引き続き委員会を再開いたします。これより、公共下水道事業特別会計予算の審査を行います。

それでは、第14号議案、平成31年度海田町公共下水道事業特別会計を議題といたします。まず主な新規拡充事業について、執行部より説明を求めます。上下水道課長。それでは座ってお願いいたします。

○上下水道課長（早稲田）それでは、資料27の、平成31年度の主な新規拡充事業等の30ページをお願いいたします。瀬野川右岸排水区中筋分区雨水整備について御説明いたします。まず、1、目的ですが、市街地における雨水排除による浸水等の被害の防止、災害に強いまちづくりを推進するため、近年、浸水が多発している中筋分区の雨水整備を行うものです。2の、内容ですが、（1）1年目では、ポンプ設置により、潮位上昇時の内水位排除及び船越分区への余分な負荷の解消を図ります。（2）2年目から4年目でボックスカルバートの設置により、中筋幹線の整備を行います。3の、予算額ですが、

平成 31 年度の工事請負額は、1 億円を予定しております。その内訳は、土木工事として、流入渠が 500 掛け 900 ミリのボックスカルバートを 28 メートルと、ポンプ井として 1,600 掛け 3,000 ミリのボックスカルバートを 6 メートルと、特殊マンホール基礎、機械工事として、雨水排水ポンプ 1 台、電気工事として、操作盤 1 台、圧送管工事として口径 450 ミリの圧送管を 55 メートル布設する予定です。4 の、今後のスケジュールですが、1 年目の平成 31 年度にポンプ等で 1 億円を予定しております。施工金額を予定しております。その後整備効果を検証しつつ、2 年目以降は、ボックスカルバートの布設を年間 4,000 万円ずつ行う予定です。以上で説明を終わります。続きまして、尾崎川周辺流域浸水対策事業について御説明いたします。資料の 31 ページをお願いいたします。まず、1 の目的ですが、尾崎川周辺流域の浸水対策については、広島県が整備する尾崎排水機が完了しなければ雨水整備による浸水対策の対応は困難であるが、完了までにしばらく期間を要する見込みです。平成 30 年 7 月豪雨で発生した尾崎川への排水不良が原因となる浸水被害を受け、当日の豪雨の実績データを用いて、浸水被害を受けた家屋の被害軽減を図るものです。2 の、内容ですが、(1) 尾崎排水機の完了を視野に入れた整備とします。(2) 外水、尾崎川からの越水と、内水を区分し、外水は、パラペット、止水壁の嵩上げ、内水は、小規模ポンプの設置を基本方針とします。3 の予算額ですが、平成 31 年度は、基本計画として 2,000 万円を予定しています。4 の今後のスケジュールですが、2019 年度、平成 31 年度に基本設計、2020 年度に詳細設計、2021 年度に工事着手し、小規模ポンプの設置を、整備効果を検証しつつ行う予定です。以上で説明を終わります。

○委員長（崎本）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉君。

○委員（住吉）尾崎川周辺流域浸水対策事業、31 ページですね、非常にありがたいお話でございしますが、これ、これによって、被害軽減が図られるエリアというのは、どの辺までになるのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、上水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、まだ基本設計入ってませんので、エリアの詳しいのはあれなんですけど、今回検討しておりますのは、堀川町、南堀川町地区を七つの地区に分割して、それぞれの地区に、小規模ポンプを、どのようなところに設置するのが効果的かというのを検討する予定でございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）細かい話はまだ決まってないようなんですが、そのポンプで排水する内水ですよね、それは、どこに向けて排水するように考えてます。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、こちら、尾崎川の方へ配水する予定です。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）意味ないじゃん。尾崎川が流れて内水が詰まっとなのに、それもっぺん、ちょっと理解できないんで、詳しく説明願います。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、ポンプとして強制排水をするんですが、排水した水量に相応するものについて、止水壁を上げて、越えないように、その部分の高さを越えないように設計をする予定です。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）パラペットを上げていうても、どう言うたらええん、尾崎川がばんばんじゃったら、ポンプで押し出しても、効果がもう限られとると思うんですよね。これね、5年間で1億1,000万ぐらい掛けていただけるのはありがたい話ですが、ちょっと、効果としては疑問、素人考えですよ。効果としては、ほとんどないように思えるんですよね。これで本当に排水ができるもんなんですか。

○委員長（崎本）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、この度の平成30年7月豪雨、この時点での降雨量、それから尾崎川の推移等を検討し、止水壁の高さを決めてまいりますので、一応、この前の7月豪雨に対する雨水と水量に対しては耐え得るものとして考えております。

○委員長（崎本）はい、住吉委員。

○委員（住吉）この間も聞いて答弁いただきましたが、ちょっと理解できないので、もう一遍聞きます。パラペットの嵩上げいうてますけども、今のパラペットは、確か、県がやったように記憶してます。今回町がやるというふうに考えてよろしいんですか。

○委員長（崎本）はい、建設部長。

○建設部長（久保田）県がやっておるのは、今、海田高校の、元々ちょっとパラペットがないところを県がやっています。で、議員さんの自宅の場合の方、張出歩道をやったときに、あれ、嵩上げたのは町でございます。あれは、建設課の方で、私、係長でした

ので。あのパラペットは町の方が施工いたしたものでございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）結局、うちの前の横断歩道に板をはせるようにしましたよね。当初は、西部建設事務所がやる言うとして、やらんいう話になって、もまして、最終的にあの安っぽい板を挟むようになりましたよね。それ記憶があるけえ、県がやったように記憶、道路の改善は町がやったのは覚えてます、傾斜を逆に向けて。パラペットは、部長がやっというんじゃけえ、やったのは間違いないんでしょうが。町がやったということでいいですが、仕組みが理解できん、やっぱり。尾崎川が流れんけえ雨水が流れんようになってのに、ポンプで更に尾崎川に排水して、その圧に耐え得るもんなんかどうなんかないのかというのが気になりますが、いかがでしょうか。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、ポンプの方は、基本的に圧力で押しますんで、そちらの方、尾崎川の外水、尾崎川の水圧には耐え切れるものを付ける予定でございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）単純に考えれば、尾崎川の堤防を嵩上げするようなものと理解します。そうなってくると、今度、止水板の話で、今度横断歩道とかあいてますから、その板の、何か、ええ改善ないですかね。いちいち、ひまわりプラザに誰かが取りに行ってはせるいいよったら間に合わんですし、また別のところの嵩上げしますから、味どうらくの前の横断歩道も、多分、仕切板が必要になってくると思うんですよ。その辺は、考慮して造られる予定でしょうか。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、これは地域を分ける中で、その地域地域で検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。多田君。

○委員（多田）はい、新町地区のポンプなんですけど、ちょっと、先ほど住吉委員もおっしゃってたんですが、あそこの花都川の水位が、ぎりぎりまで上昇しとった場合に、ポンプで排水、送り出して、それが果たしてこっちの内水氾濫の方の解消になるのかどうか。ちょっと素人考えでは疑問に思うんだけど、そこはどうなんでしょうか。

○委員長（崎本）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、これポンプの受け持つ流域、要はどれだけの排水量があ

るかっていうのを計算し、それに対し、花都川がどれぐらい水位が、その水位が上がるかというのを計算しましたが、ほとんど影響がないものとして計算されてますので、将来的には、尾崎川みたいに止水壁を上げるとかいうことも検討しなきゃならないかもしれませんが、今のところ、現状況の護岸というか、壁の高さで持つというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。多田君。

○委員（多田）新町地区の人が、たんびに、稲荷町もそうなんだけど、よく浸水するんで何とかしてほしいということで、今回やっていただけるのは非常にありがたいんだけど、とりあえずポンプ付けた段階で、どれぐらいここにパーセンテージ書いてあるんだけど、1年目の分が、ちょっとパーセンテージがないので、どれぐらいカバーできるのか、解消できるのか。

○委員長（崎本）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、すいません、ポンプ、1年目の方なんですけど、ポンプの受け持つエリアが3.0、3年目のエリアとなりますので、単純に39パーセント、19.6引っ張ったら19.4パーセント分が、1年目のポンプでカバーできるものでございます。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）これ、ボックスカルバート28メートル、入れられると書かれておりますが、このボックスカルバートの役目、何のために、それこそ、今、水路がありますから、ポンプ引っ張るだけで、横に引っ張ってポンプの設置場所いうて、出せばいいのに、わざわざボックスカルバート入れられる意味は、何を意味してるのか。

○委員長（崎本）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、今現在ある水路のところにポンプを設置するというのは、スペースがございません。ということで、工事箇所図の方を見ていただければと思いますが、資料40の位置図でございます。位置図のところに、特殊マンホールを持ってきて、そこから下流側にポンプ井、これを据え付けるスペースが必要ということで、ボックスカルバート28メートルを引っ張る、ポンプ井28を引っ張るという形でございます。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）質疑しておるんですが、ボックスカルバート、じゃけえ、要は、ポンプの場所についてはボックスカルバート、後は極端に言えば導水管だけでいいんじゃないですかね。それを、あえてボックスカルバートにする理由は何ですかって聞いている。ほ



かに、ボックスカルバートにその意味を持たせるんなら、その意味を持たせるものについて説明を願ったんですよ。

○委員長（崎本） どうしてボックスカルバートにしたんかちゅうことよ。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田） はい、こちらは、花都川からバックしてくる水位と、あと出てくる、元々の町道1号線にある水路との絡みで、ある程度の高さ、水位差が必要になります。普通の丸の管であれば、そういった貯留する部分がないので、流入渠については貯留する部分も含めてボックスカルバートにさせていただいておるものでございます。

○委員長（崎本） はい、宗像君。

○委員（宗像） 初年度の28メートルについては、貯留槽の役目を果たすというのは、今の説明で分かりましたけども、2年目、3年目、4年目、これ、ボックスカルバートこれ入れるようにしておりますよね。この意味は。これが、この2年目にまた、この28メートルの部分、4分割で行うんですか。そうじゃなくて、今回上げておるL28のボックスカルバートを入れるようにしてますよね。これを4年間に分けるのか、そうじゃなくて、これ以降、2年目、3年目、4年目のボックスカルバートは、どういう意味でやられて何の目的をされる予定なんでしょうか。

○委員長（崎本） はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田） はい、2年目以降の分につきましては、今の、既設のある水路、これを布設替える、やり替えるものでございます。

○委員長（崎本） ほかにございませんか。岡田君。

○委員（岡田） 尾崎川のポンプのことなんですけれども、整備までにまだ4年か5年掛るということで、あそこに、何年か前だったですかね、ポンプが壊れたと思うんだけど、あの時に国交省の大きなポンプを積んだトラックと、あと大きなポンプがポンプを据えて排水をしようというのがあったんですけれども、例えば、あそこの排水が間に合わないというときに、そういうふうな臨時的に対応いうんかそんなポンプで排水をするというふうなことをしても、全然、焼け石に水なんか、それとも水量が多いから、あれだけのポンプがあっても話にならんような水量なのか、そういうことができるのかというのを、ちょっとお願いいたします。

○委員長（崎本） 上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田） はい、今回の基本設計をする前の段階で、7分割といたしました

が、その前に、そういったポンプを設置して瀬野川に出すことも検討しましたが、それを効果的な数字として出す場合には、相当大きなポンプが必要になってきます。国土交通省でもって来ていただいた１トンのポンプ車であれば、ほとんど効果がないという結果が出ましたので、このような形で設計をさせていただく形になりました。

○委員長（崎本）ほかにありませんか。大江君。

○委員（大江）すいません、ちょっと私よく分からないから聞きたいんですけど、昭和中町が、この度の豪雨災害で浸水したんですけども、これは、尾崎川と関係があるんでしょうか。これ、どこからの部分なのか、ちょっと知りたいんです。水の流れ。

○委員長（崎本）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、最終的には尾崎川流域という形になります。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

それでは、予算書の審査に移ります。資料 20 の 4、5 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、歳入に入ります。6、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）8、9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）歳出。10、11 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）12、13 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）14、15 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）16、17 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）18、19 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）20、21 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）その他、公共下水道特別会計予算全体で質疑漏れがあれば、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）質疑を終結いたします。以上で、公共下水道事業特別会計予算を終わります。引き続き、水道事業関係予算の審査を行います。

それでは、第 18 号議案、平成 31 年度海田町水道事業会計予算を議題といたします。資料 25 をお願いします。まず、収益的収入から入ります。6 ページをお開きください。質疑あれば許します。住吉君。

○委員（住吉）給水収益のことですが、こちら、82 万 1,000 円の増、対 30 年度比で書かれておりますが、これだけ住宅等が増えても、このぐらいしか増えないというのは、なぜでしょう。

○委員長（崎本）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、確かに住宅は増えて一般用は増えておるところでございますが、業務用、企業の減少がかなりありますので、そういった関係で、82 万 1,000 円の伸びという形になっております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、7、8 ページをお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、9、10 ページをお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）11、12 ページをお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）続きまして、資本的収入及び支出で、13 ページをお開きください。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）なかったら 14 ページをお願いいたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、その他、水道会計事業予算全体で質疑漏れ等があれば発言を許し

ます。住吉君。

○委員（住吉）この 31 年度の工事が全部完了したとして、耐震率は何パーセントになりますか。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、29 パーセントでございます。

○委員長（崎本）そのほか、質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で、水道企業会計予算の審査を終わります。暫時休憩します。執行部の方は御退席お願いいたします。再開はちょっと、すぐやります。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 5 0 分 休憩

午後 2 時 5 8 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。この際、執行部から発言が求められておりますが、許可することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）異議なしと認め、入室を認めます。入室をお願いします。

（執行部入室）

○委員長（崎本）執行部より説明をお願いいたします。はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）昨日、宗像委員から御指摘をいただきました入湯税収入額が見込まれない場合の表示方法について、これまでと異なる表示となっておりました。また、ほかにも同様のものがございました。誠に申し訳ございませんでした。つきましては、訂正の方をお願いをしたいと思います。内容につきましては、担当の方から説明をいたします。

○委員長（崎本）はい、財政課長。

○財政課長（吉本）予算資料において、これまでの表示方法等異なる部分がございましたことについて、お詫びして訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。修正内容については、平成 31 年度予算額がゼロ円の場合、従前であれば、廃目等の表示をしていたものを、表示していなかったもので、歳入科目で合計 3 か所ございました。

一つ目が一般会計の入湯税、二つ目が予算書で申しますと 28、29 ページの不動産売払収入、3 点目が、公共下水道事業特別会計の 4 ページ、5 ページの国庫支出金でございます。この度は大変申し訳ございませんでした。

○委員長（崎本）はい、委員長から再々申しておりますが、こういう漏れがないように、今後気を付けてくださいますように説明をお願いいたしまして、町長、どのようにお考えか、お願いいたします。いやいや、町長が謝ってくれにや。いやいや、町長は、どのような、お考えか。はい、町長。

○町長（西田）この度の記載において、記載ミスがございました。このようなことが二度とないように指導してまいりたいと考えております。大変御迷惑をお掛けいたしました。

○委員長（崎本）はい、今後、気を付けてくださいますようお願いいたします。はい。退席をお願いいたします。

（執行部 退席）

○委員長（崎本）これより、各議案について順次採決を行います。

まず、第 12 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第 12 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、討論があるようですから、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。はい、岡田君。

○委員（岡田）簡単に、この条例は、去年同じような条例が出されたんですけども、保険料率を改定をして平準化を図るということなんですけれども、やはりこれは、県単位化ということで、今のこの国保の置かれている状況いうんか、そういうふうなものに反すると、いわゆる一番所得の低い世帯で一番保険料が高いというふうなことを改善をするような条例にはなっておりませんので、この条例に反対いたします。

○委員長（崎本）はい、賛成討論ございますか。賛成討論を許します。はい、富永君。

○委員（富永）国民健康保険は県単位化ということで、もう、海田町としてはできることは、激変緩和の処置を 5 年間でとって、町民の方に負担をなるべく掛けないという努力をされていますので、この条例に賛成いたします。

○委員長（崎本）はい、これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 12 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(崎本) 着席をお願いします。起立多数と認めます。よって、第12号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第13号議案、海田町一般会計予算を採決いたします。第13号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) 討論があるようですので、反対討論から許します。佐中君。

○委員(佐中) 31年度の一般会計の予算の中に、消費税に関する項目が多数ございます。

消費税は弱い収入の少ない人から多額のそういう割合を取っている、税金で、非常に重過ぎる、こういう税であります。でその税を取った、そのものが、国そのものが、約8割は、企業の法人税の減税に充てられて、残りの20パーセントで、いろんな公共投資であるとか、扶助費である、そういう社会保障に回ってますが、残りは何かと言うと、国債と所得と法人所得、酒税、国税3税が中心になっておりますが、これらをずっとやると、一人当たり今860万か、地方も合わせると約1,000万、の借金が、どんどん膨れ上がってくるような予算の仕組みの中での地方財政計画の下でこの予算を組んでおります。よって、これに反対をいたします。

○委員長(崎本) 賛成討論ございますか。はい、宗像議員。

○委員(宗像) 反対討論の中で消費税の問題が出されてまいりました。この消費税というのは、もう既に国が決めて施行も10月1日に決まっております。その中で、それをおかしいというのでは、国が決めた事項について、否定を表わすもので、町議会でそこまでやってこの予算に反対するものではないものと、私は、考えます。どうか賛成の賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長(崎本) はい、ほかに討論ございますか。はい、反対討論を許します。兼山君。

○委員(兼山) 私は、反対で討論させていただきます。今回の一般会計予算の中に庁舎移転事業があります。そこで、連立、広島市東部地区立体交差事業の認可されてない中で、今この現時点で、予算を、やっぱり、認めることは、ちょっと時期早尚という考えであります。そして、2週間前に住民説明会でこの庁舎の話をしましたが、その事業費も今回少し変更がありました。住民に対しまして、やっぱり説明がちょっとつきにくい。で、その質疑を求めたんですけど、やっぱり、その正確な答弁が出てこないということと、やっぱり、このスケジュールを見ましても、まだ十分にスケジュール的に余裕はありま

すし、一つ一つ課題を解決していくべきだということも考えまして、反対させていただきます。

○委員長（崎本）はい、ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 13 号議案は、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（崎本）はい、着席をお願いします。起立多数と認めます。よって、第 13 号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第 14 号議案、平成 31 年度海田町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。第 14 号議案については、質疑が終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）原案のとおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）異議なしと認めます。よって、14 号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第 15 号議案、平成 31 年度国民健康保険特別会計予算を採決いたします。第 15 号議案については、質疑が終結しております。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論があるようですので、これから討論を行います。反対討論を許します。はい、佐中君。

○委員（佐中）31 年度の国保の特別会計予算案について反対をいたします。一つには、厚労省も認めているように、所得水準が低いのに保険料負担が重いこと、二つ目には、県単位ごとでこの問題は全く解決しないどころか、保険料が更に上がる可能性があること、三つ目には、保険料は 100 パーセントが義務付けられており、保険料が更に上がる可能性が十分ありますので、反対をいたします。

○委員長（崎本）はい、討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立によ

って採決を行います。第 15 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(崎本) 御着席ください。起立多数と認め、よって第 15 号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第 16 号議案、平成 31 年度介護保険特別会計予算を採決いたします。第 16 号議案については、質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) はい、討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第 16 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) はい。異議なしと認め、よって 16 号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 17 号議案、平成 31 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。第 17 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) 討論があるようですので、討論を許します。はい、反対討論を許します。

はい、岡田君。

○委員(岡田) 後期高齢者医療特別会計の予算に反対する討論をいたします。後期高齢者へ移った人が 143 人と増えております。それに伴って保険料収入も増えとるんですけれども、増え方が、どういうんですかね、大きいというのと、やはりこの後期高齢者保険医療制度そのものが、今の国保から切り離されたと、で、以前の老人保健制度からも切り離されて、本当に単独の保険制度ということで、非常に高齢者の方にとっても、非常に負担の大きな保険制度ということで、この保険、この会計に反対をいたします。

○委員長(崎本) はい、ほかに討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、起立により採決を行います。第 17 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(崎本) 御着席ください。



起立多数と認めます。よって第 17 号議案は、原案のとおり可決されました。

引き続きまして、第 18 号議案、平成 31 年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。第 18 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第 18 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）異議なしと認めます。よって第 18 号議案は、原案のとおり可決されました。

この際お諮りします。委員会の報告については、委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。異議なしと認め、よって委員会報告については委員長一任とすることにさせていただきます。

以上をもって、平成 31 年度予算委員会を閉会いたします。大変御苦勞様でございました。ありがとうございました。

午後 3 時 17 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 2 年      月      日

予算委員会委員長

予算委員会副委員長